

令和4年9月2日 開 会

令和4年9月26日 閉 会

# 令和4年第3回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

## 9月2日（金曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	3
○開　　会（午前10時00分）	4
○日程第1　会議録署名議員の指名について	4
○日程第2　会期の決定について	4
○日程第3　諸般の報告について	4
○日程第4　報第8号　財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	5
○日程第5　報第9号　山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について	5
○日程第6　議第71号から日程第17　議第80号まで	5
林市長提案説明	5
○散　　会（午前10時26分）	11

## 9月12日（月曜日）第2号

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	14
○出席議員	15
○欠席議員	15
○説明のため出席した者の職氏名	15
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	16
○開　　議（午前10時00分）	17
○日程第1　議第81号　令和4年度山県市一般会計補正予算（第4号）	17
林市長提案説明	17
○日程第2　質　　疑（議第71号から議第81号まで）	17
10番　山崎　通議員質疑	18
服部まちづくり・企業支援課長答弁	18

10番 山崎 通議員質疑	18
服部まちづくり・企業支援課長答弁	19
10番 山崎 通議員質疑	20
○休 憩（午前10時14分）	21
○再 開（午前10時23分）	21
久保田副市長答弁	21
10番 山崎 通議員発言	22
6番 加藤義信議員質疑	22
谷村理事兼総務課長答弁	23
6番 加藤義信議員質疑	24
谷村理事兼総務課長答弁	24
3番 寺町祥江議員質疑	24
山田子育て支援課長答弁	24
3番 寺町祥江議員質疑	25
山田子育て支援課長答弁	25
3番 寺町祥江議員質疑	25
山田子育て支援課長答弁	26
3番 寺町祥江議員質疑	26
山田子育て支援課長答弁	26
13番 武藤孝成議員質疑	27
森健康介護課長答弁	27
山田子育て支援課長答弁	27
11番 吉田茂広議員質疑	27
久保田副市長答弁	28
○日程第3 委員会付託（議第71号から議第81号まで）	28
○散 会（午前10時47分）	29

9月20日（火曜日）第3号

○議事日程	31
○本日の会議に付した事件	31
○出席議員	31
○欠席議員	31

○説明のため出席した者の職氏名	31
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	32
○開　　会（午前10時00分）	33
○日程第1　一般質問	33
1. 9番　福井一徳議員質問	33
(1) 統一協会関連団体のイベントなどへの山口市（市長）の関与について	33
山田市民環境課長答弁	34
林市長答弁	34
福井一徳議員質問	35
林市長答弁	36
福井一徳議員質問	36
○休　　憩（午前10時14分）	37
○再　　開（午前10時14分）	37
林市長答弁	37
福井一徳議員発言	37
(2) 山口市の水道料金の大幅値上げの抑制と、実施時期の一年延期について	37
林市長答弁	38
福井一徳議員発言	39
(3) 山口市の児童生徒数の減少と、山口市第3次総合計画の検討について	41
丹羽企画財政課長答弁	42
久保田副市長答弁	43
福井一徳議員質問	44
久保田副市長答弁	46
○休　　憩（午前10時46分）	46
○再　　開（午前11時00分）	46
2. 4番　加藤裕章議員質問	47
(1) 幼児期から学童期の体験学習について	47
山田子育て支援課長答弁	48
森川学校教育課長答弁	48
加藤裕章議員質問	49
服部教育長答弁	50
(2) 移住定住について	51

服部まちづくり・企業支援課長答弁	52
加藤裕章議員質問	54
服部まちづくり・企業支援課長答弁	55
加藤裕章議員質問	56
久保田副市長答弁	57
○休 憩（午前11時41分）	58
○再 開（午前11時42分）	58
3. 7番 郷 明夫議員質問	58
（1）「小規模土地開発事業の開発指導」について	58
大熊理事兼建設課長答弁	60
郷 明夫議員質問	60
大熊理事兼建設課長答弁	60
（2）「児童公園の整備」について	61
大熊理事兼建設課長答弁	62
○休 憩（午前11時59分）	62
○再 開（午後1時00分）	63
4. 2番 奥田真也議員質問	63
（1）岐阜県自転車条例について	63
谷村理事兼総務課長答弁	64
奥田真也議員質問	64
谷村理事兼総務課長答弁	65
奥田真也議員発言	65
（2）高齢者の健康長寿について	65
森健康介護課長答弁	66
奥田真也議員質問	67
森健康介護課長答弁	67
奥田真也議員質問	67
大熊理事兼建設課長答弁	68
奥田真也議員発言	68
（3）職員の暑さ対策について	68
谷村理事兼総務課長答弁	69
奥田真也議員質問	69

久保田副市長答弁	69
奥田真也議員発言	70
5. 6番 加藤義信議員質問	71
(1) 自転車の安全で適正な利用の促進について	71
谷村理事兼総務課長答弁	72
森川学校教育課長答弁	72
加藤義信議員質問	73
森川学校教育課長答弁	74
加藤義信議員質問	74
森川学校教育課長答弁	74
加藤義信議員発言	74
(2) 男性用トイレへのサニタリーボックスの設置について	74
谷村理事兼総務課長答弁	75
加藤義信議員質問	76
谷村理事兼総務課長答弁	76
加藤義信議員質問	76
谷村理事兼総務課長答弁	77
6. 11番 吉田茂広議員質問	77
(1) カーボンマイナスへの今後の取り組みについて	77
久保田副市長答弁	78
吉田茂広議員質問	80
林市長答弁	81
○休 憩 (午後 2 時11分)	82
○再 開 (午後 2 時25分)	82
7. 1番 田中辰典議員質問	82
(1) 山縣市人口ビジョンの進捗と今後について	83
久保田副市長答弁	83
田中辰典議員質問	85
久保田副市長答弁	85
田中辰典議員発言	86
(2) 農業支援策について	86
福井農林畜産課長答弁	87

田中辰典議員質問	88
福井農林畜産課長答弁	89
田中辰典議員質問	89
福井農林畜産課長答弁	90
8. 3番 寺町祥江議員質問	90
(1) 伊自良地域の文化施設のあり方について	90
藤根生涯学習課長答弁	91
寺町祥江議員質問	92
服部教育長答弁	94
○散 会 (午後3時11分)	95

9月26日(月曜日)第4号

○議事日程	97
○本日の会議に付した事件	99
○出席議員	101
○欠席議員	101
○説明のため出席した者の職氏名	101
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	102
○開 議 (午前10時00分)	103
○日程第1 常任委員会委員長報告	103
○日程第2 委員長報告に対する質疑	105
○日程第3 討 論 (議第71号から議第81号まで)	106
9番 福井一徳議員反対討論	106
9番 福井一徳議員賛成討論	107
9番 福井一徳議員反対討論	107
9番 福井一徳議員反対討論	108
10番 山崎 通議員賛成討論	109
○日程第4 採 決 (議第71号から議第81号まで)	110
○日程第5 議員の派遣について	113
○閉 会 (午前10時33分)	113
○会議録署名者	113

令和4年9月2日

# 山県市議会定例会会議録

(第 1 号)



## 山県市議会定例会会議録

第1号 9月2日（金曜日）

---

○議事日程 第1号 令和4年9月2日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第8号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第5 報第9号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について
- 日程第6 議第71号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議第72号 山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 認第1号 令和3年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認第2号 令和3年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 日程第10 議第73号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議第74号 令和4年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議第75号 令和4年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議第76号 令和4年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議第77号 令和4年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議第78号 山県市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第16 議第79号 和解について
- 日程第17 議第80号 訴えの提起について

---

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第8号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第5 報第9号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について

日程第6	議第71号	山口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7	議第72号	山口市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8	認第1号	令和3年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第9	認第2号	令和3年度山口市水道事業会計決算の認定について
日程第10	議第73号	令和4年度山口市一般会計補正予算（第3号）
日程第11	議第74号	令和4年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第12	議第75号	令和4年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第13	議第76号	令和4年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第14	議第77号	令和4年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第15	議第78号	山口市過疎地域持続的発展計画の変更について
日程第16	議第79号	和解について
日程第17	議第80号	訴えの提起について

---

○出席議員（12名）

1番	田中辰典君	2番	奥田真也君
3番	寺町祥江君	4番	加藤裕章君
5番	古川雅一君	6番	加藤義信君
7番	郷明夫君	8番	操知子君
9番	福井一徳君	10番	山崎通君
11番	吉田茂広君	12番	石神真君

---

○欠席議員（1名）

13番	武藤孝成君
-----	-------

---

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	久保田裕司君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	谷村政彦君
企画財政課 長	丹羽竜之君	税務課長	安達俊樹君

市民環境課 健康介護課 農林畜産課 理事兼建設課 学校教育課	山田正広君 森正和君 福井淳君 大熊健史君 森川勝介君	福祉課長 子育て支援課 水道課長 会計管理者 生涯学習課	市原修二君 山田佐知子君 大西義彦君 奥田英彦君 藤根勝君
--	---	--	---

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

書記	長谷部尊徳君	書記	渡瀬育世君
書記	山口真理君		

---

午前10時00分開会

○議長（石神 真君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和4年山県市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（石神 真君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、5番 古川雅一君、6番 加藤義信君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定について

○議長（石神 真君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月2日から26日までの25日間とし、3日から11日まで、13日から19日まで及び22日から25日までを休会にいたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日9月2日から26日までの25日間とし、3日から11日まで、13日から19日まで及び22日から25日までを休会にすることに決定いたしました。

---

日程第3 諸般の報告について

○議長（石神 真君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和4年6月と7月に実施の例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

続きまして、出席いたしました会議について御報告いたします。

7月4日、第1回岐北衛生施設組合議会臨時会が開催され、関係議員と出席いたしました。会議では、議長、副議長の選挙及び監査委員の選任、補正予算の議案を審議し、原案のとおり可決されました。

7月13日、郡上市において、第288回岐阜県市議会議長会会議が開催され、加藤副議長と出席しました。この会議の前に、理事として役員会に出席をいたしました。会議では、会務報告の後、議案審議に入り、令和3年度決算について認定をされました。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

---

日程第4 報第8号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

- 議長（石神 真君） 日程第4、報第8号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告案件ですので、御承知おき願います。
- 

日程第5 報第9号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について

- 議長（石神 真君） 日程第5、報第9号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による報告案件ですので、御承知おき願います。
- 

日程第6 議第71号から日程第17 議第80号まで

- 議長（石神 真君） 日程第6、議第71号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議第72号 山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、認第1号 令和3年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、認第2号 令和3年度山県市水道事業会計決算の認定について、日程第10、議第73号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第3号）、日程第11、議第74号 令和4年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第12、議第75号 令和4年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第13、議第76号 令和4年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第14、議第77号 令和4年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）、日程第15、議第78号 山県市過疎地域持続的発展計画の変更について、日程第16、議第79号 和解について、日程第17、議第80号 訴えの提起について、以上12案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

- 市長（林 宏優君） 改めまして、皆さん、おはようございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和4年山県市議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、大変お忙しい中、御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

現在、新型コロナウイルス感染症については、全国的にオミクロン株B A. 5系統等による感染拡大が続いております。岐阜県におきましてもB A. 5対策強化宣言が発出

されております。さらに、市内の小中学校では、今週から2学期が始まり、さらなる感染の拡大も危惧されます。こうした感染拡大抑制のために、市民の皆様には、基本的な感染防止対策の取組を再度徹底していただきますようお願いを申し上げます。

こうした状況の中ではありましたが、去る8月7日に岐阜県消防操法大会が伊自良総合グラウンドで開催されました。山県市消防団からも1チームが参加し、選手、消防団の皆さんは約4か月にわたる訓練を一生懸命行われ、見事7位入賞というすばらしい結果を残されました。

披露された操法を拝見し、消防団の団結力を再確認するとともに、出場された選手をはじめ、消防団の皆さんの勇ましい姿に、安全・安心のまちづくりの核となっていたらいいと、改めて感じたところでもございます。

さて、この夏は各種スポーツ等の全国大会に多くの市民が出場を果たされておりますが、その中でも山県市出身の横谷 晟さんが、9月30日から中国で開催されます世界卓球選手権の日本代表として選出されました。世界選手権での活躍をお祈り申し上げ、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

本日提案いたしております案件は、報告案件2件、条例案件2件、決算案件2件、補正予算案件5件、その他案件3件の計14案件でございます。

ただいま上程されました議案について御説明いたします。

まず、資料ナンバー1の7ページをお願いします。

7ページ、議第71号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、職員の育児休業等に係る国家公務員の措置との均衡を踏まえることが求められる地方公務員法の趣旨に従いまして、職員の育児休業の取得の柔軟化に関する規定の整備等、所要の改正を行う必要があるため、この条例を定めようとするものでございます。

次に、11ページをお願いします。

11ページ、議第72号 山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、香り会館内の展示室を交流の促進及び地域の活性化を図るため貸出しを行うことができるよう条例の一部改正するものでございます。

なお、今回上程しておりますいずれの条例の施行日につきましては、令和4年10月1日でございます。

続きまして、資料ナンバー4をお願いします。

資料ナンバー4の認第1号 令和3年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定及び資料ナンバー5の認第2号 令和3年度山県市水道事業会計決算の認定につき

ましては、各会計の決算の認定を求めるものでございます。

一般会計、特別会計及び水道事業会計につきましては、それぞれ監査委員の監査を受け、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、別冊の資料ナンバー４－２及び資料ナンバー５－２の審査意見書を付して提案するものでございます。

なお、一般会計及び特別会計決算の内容等の詳細につきましては、主要な施策の成果説明、決算分析等を別冊の資料ナンバー４－３、決算の成果説明書にまとめて提出させていただいております。

次に、資料ナンバー６をお願いします。

資料ナンバー６の議第73号 令和４年度山口市一般会計補正予算（第３号）につきましては、歳入歳出予算の総額に３億907万1,000円を追加し、その総額を149億4,529万6,000円とするほか、今回の補正で災害復旧費を計上いたしますので、新たな款を追加し、繰越明許費及び地方債の補正をしようとするものでございます。

14ページをお願いします。

14ページ、歳出から、令和３年度決算に伴う精算に関するものと、財源の更正のみのものを除いて、主な内容を御説明申し上げます。

まず、議会費405万8,000円は、車両購入費でございます。

総務費の財政管理費24万8,000円は、財務会計システムを改修するものでございます。

企画費の新型コロナウイルス対策事業負担金810万円は、栗まつりを例年並みの規模で実施するため、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る経費を負担するものでございます。

次の地域裨益型事業実施対策等構築支援委託料680万円は、ゼロカーボン対策等を継続的に推進していくためのものでございます。

次に、15ページをお願いします。

15ページ、次の諸費32万1,000円は、別途上程しております消防救急デジタル無線整備工事訴訟の和解について、和解成立後に支払う弁護士謝礼でございます。

戸籍住民基本台帳費543万4,000円は、マイナンバーカードのさらなる取得率向上のため、商業施設等での窓口の開設や事業所での出張受付などを実施しようとするものでございます。

次に、民生費の社会福祉総務費1,000万円は、第２次補正で事業費を計上いたしました住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の不足見込み分を追加するものでございます。

次に、16ページ、児童福祉総務費20万1,000円は、新型コロナウイルス感染症対策支援

補助金として、小規模保育施設の感染症拡大防止に係る費用の一部を補助するものでございます。

保育園費44万8,000円は、感染予防対策のための消耗品でございます。

障がい児福祉費160万7,000円は、岐阜地域児童発達支援センター組合の利用者が増加したことに伴う負担金の増額でございます。

17ページから18ページにかけまして、衛生費の予防費1億3,925万円は、10月中旬以降から開始予定であるオミクロン株と従来型に対応したコロナワクチン接種に関する経費でございます。

暫時休憩をお願いします。

○議長（石神 真君） 暫時休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時15分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○市長（林 宏優君） 失礼しました。

次に、18ページから19ページにかけまして、農林水産業費の農業委員会費271万9,000円は、農業委員等に対する報酬の増額と、農地利用最適化活動をより円滑に実施するため、タブレット端末を導入しようとするものでございます。

次の農業振興費48万9,000円は、農業者の経営継続を支援する収入保険制度について、県の保険料補助制度が新設されたことに伴う市の上乗せ補助分と、コロナウイルス感染症予防対策として、市内3か所の農産物直売所の手洗い場を自動水栓化するための費用でございます。

20ページにかけまして、林業振興費1,942万3,000円は、有害鳥獣対策で捕獲したニホンジカ、年間700頭近くの埋設処分が困難となっているため、県外へ搬出するための一時保管用冷凍庫の整備及び運搬用のフォークリフトの購入費用などを計上するものでございます。

次に、商工費、商工振興費6,601万円は、武士ヶ洞地内の北側工場用地6,209平方メートルを取得するものでございます。

次に、21ページ、土木費、道路新設改良費2,030万円は、東深瀬地内の道路改良工事を行うための設計委託料でございます。

次に、消防費の常備消防費12万4,000円は、消防救急デジタル無線整備工事訴訟の和解に関連し、本事業で活用した国庫補助金の返還金でございます。



消防施設費275万円は、消火栓の修繕負担金でございます。

次に、22ページにかけまして、教育費の学校管理費で、小学校の196万9,000円と中学校の74万7,000円は、感染症拡大防止のための消耗品でございます。

次に、災害復旧費の公共土木施設災害復旧費800万円は、7月26日から28日までの豪雨により、円原地内の市道が被災したことによる復旧工事費でございます。

次に、10ページの歳入をお願いします。

10ページ、歳入、地方特例交付金、普通交付税、今年度の額の確定に伴うものでございます。

国庫支出金及び県支出金、12ページに移って、1段目の森林環境整備基金繰入金は、いずれも歳出に連動するものでございます。

3段目の諸収入182万円は、消防救急デジタル無線整備工事訴訟の和解金でございます。

その下の市債につきましては、この後に御説明いたします。

なお、今般の補正によりまして余剰となりました財源につきましては、財政調整基金繰入金4億6,067万2,000円を減額いたしております。

次に、6ページをお願いします。

第2表、繰越明許費補正は、北部地域拠点整備事業が来年度にまたがる見込みであることから設定しようとするものでございます。

次、7ページでございますが、第3表、地方債補正につきましては、新たに発行することとした事業を追加し、下段の表の臨時財政対策債は、発行可能額の決定によるものでございます。

次に、27ページをお願いします。

27ページ、議第74号 令和4年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に5,481万6,000円を追加し、その総額を33億9,731万6,000円とするものでございます。内容につきましては、昨年度の実績額の確定に伴う精算返還金が主なものとなっております。

次に、35ページをお願いします。

35ページ、議第75号 令和4年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に9,474万1,000円を追加し、その総額を31億8,074万1,000円にしようとするものでございます。内容としましては、昨年度の実績額の確定に伴う精算返還金でございます。

次、43ページをお願いします。

43ページ、議第76号 令和4年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、

歳入歳出予算の総額に88万円を追加し、その総額を1億3,215万円としようとするものでございます。

内容としましては、一般会計で御説明申し上げました消火栓修繕料の追加でございます。

次に、51ページをお願いします。

51ページ、議第77号 令和4年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的収支の予定額に、収入187万円を追加し、支出に224万5,000円を追加、資本的収支の予定額に、収入95万7,000円を追加し、支出に1,159万4,000円追加するものでございます。

内容といたしましては、収益的収支では、簡易水道事業と同じく消火栓修繕料などで、資本的収支では、高富水源地の取水ポンプ等が故障停止したため、ポンプの更新工事などを追加いたしております。

次に、資料ナンバー7をお願いします。

資料ナンバー7の議第78号 山口市過疎地域持続的発展計画の変更につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により準用する同条第1項の規定により、計画の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、資料ナンバー1をお願いします。

資料ナンバー1の15ページでございますが、議第79号 和解についてでございますが、消防救急デジタル無線整備工事の請負契約に関し、違約金等を支払うよう、沖電気工業株式会社及び中央電子光学株式会社に対して損害賠償請求の提訴をいたしました。岐阜地方裁判所から和解条項案が示されたため、今回、この和解を成立させるために、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次、17ページをお願いします。

17ページ、議第80号 訴えの提起についてでございますが、市内の公園において不法投棄された廃棄物の処理費について、投棄実行者に対し、処理費として13万6,969円及び遅延損害金の支払いを求める訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上でございますが、議員各位におかれましては適切なる御審議を賜りますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（石神 真君） 御苦労さまでした。

---

○議長（石神 真君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、9月12日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会といたします。御苦労さまでした。

午前10時26分散会

令和4年9月12日

# 山口市議会定例会会議録

(第 2 号)

## 山 県 市 議 会 定 例 会 議 録

第2号 9月12日(月曜日)

- 
- 議事日程 第2号 令和4年9月12日
- 日程第1 議第81号 令和4年度山県市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第2 質 疑
- 議第71号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第72号 山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 令和3年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 令和3年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第73号 令和4年度山県市一般会計補正予算(第3号)
- 議第74号 令和4年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第75号 令和4年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第76号 令和4年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第77号 令和4年度山県市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議第78号 山県市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議第79号 和解について
- 議第80号 訴えの提起について
- 議第81号 令和4年度山県市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第3 委員会付託
- 議第71号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第72号 山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 令和3年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 令和3年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第73号 令和4年度山県市一般会計補正予算(第3号)

議第74号	令和4年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第75号	令和4年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第76号	令和4年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第77号	令和4年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）
議第78号	山口市過疎地域持続的発展計画の変更について
議第79号	和解について
議第80号	訴えの提起について
議第81号	令和4年度山口市一般会計補正予算（第4号）

---

○本日の会議に付した事件

日程第1	議第81号	令和4年度山口市一般会計補正予算（第4号）
日程第2	質 疑	
	議第71号	山口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
	議第72号	山口市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	認第1号	令和3年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
	認第2号	令和3年度山口市水道事業会計決算の認定について
	議第73号	令和4年度山口市一般会計補正予算（第3号）
	議第74号	令和4年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
	議第75号	令和4年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
	議第76号	令和4年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
	議第77号	令和4年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）
	議第78号	山口市過疎地域持続的発展計画の変更について
	議第79号	和解について
	議第80号	訴えの提起について
	議第81号	令和4年度山口市一般会計補正予算（第4号）
日程第3	委員会付託	
	議第71号	山口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
	議第72号	山口市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例について

認第1号	令和3年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認第2号	令和3年度山口市水道事業会計決算の認定について
議第73号	令和4年度山口市一般会計補正予算（第3号）
議第74号	令和4年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第75号	令和4年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第76号	令和4年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第77号	令和4年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）
議第78号	山口市過疎地域持続的発展計画の変更について
議第79号	和解について
議第80号	訴えの提起について
議第81号	令和4年度山口市一般会計補正予算（第4号）

---

○出席議員（12名）

1番	田中辰典君	2番	奥田真也君
3番	寺町祥江君	4番	加藤裕章君
5番	古川雅一君	6番	加藤義信君
7番	郷明夫君	8番	操知子君
10番	山崎通君	11番	吉田茂広君
12番	石神真君	13番	武藤孝成君

---

○欠席議員（1名）

9番	福井一徳君
----	-------

---

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	久保田裕司君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	谷村政彦君
企画財政 課長	丹羽竜之君	税務課長	安達俊樹君
市民環境 課長	山田正広君	福祉課長	市原修二君

健康介護課長	森 正和君	子育て支援課長	山田 佐知子君
農林畜産課長	福井 淳君	水道課長	大西 義彦君
理事兼建設課長	大熊 健史君	まちづくり・企業支援課長	服部 裕司君
会計管理者	奥田 英彦君	学校教育課長	森川 勝介君
生涯学習課長	藤根 勝君		

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	土井 義弘君	書記	長谷部 尊徳君
書記	渡瀬 育世君		

---



午前10時00分開議

○議長（石神 真君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 議第81号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第4号）

○議長（石神 真君） 日程第1、議第81号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第4号）、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま追加上程いたしました案件につきまして、御説明を申し上げます。

資料ナンバー8を御覧ください。

資料ナンバー8、議第81号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に1,101万円を追加し、その総額を149億5,630万6,000円としようとするものでございます。

7ページをお願いします。

7ページ、今回の補正は、今シーズンの季節性インフルエンザが、新型コロナウイルス感染症と同時流行する懸念があることを厚生労働省が示したことを受けまして、市民の健康はもとより、地域医療の逼迫を防ぐため、重症化するリスクの高い高齢者と妊婦、そして子供の予防接種を促すよう、インフルエンザ予防接種の自己負担額を一律500円とするため、必要経費分を追加するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、十分なる御審議を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 御苦労さまでした。

---

日程第2 質疑

○議長（石神 真君） 日程第2、質疑。

市長の提出議案、議第71号 山口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから議第81号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第4号）までの13議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位 1 番 山崎 通君。

○10番(山崎 通君) それでは、議長から許可をいただきましたので、第72号 山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、資料ナンバー1の12ページの6行目、第9条中、指定管理者を使用者に改め、同条を17条にする、改めようとする、同条を17条にするというところなんです、この指定管理者を使用者に改めようとする意図は何かということをもまず1点。

それから、次ページの、次のページ、13ページの12条、指定管理者は利用料金をその収入として収集できる。要は、売り上げたら、自分の収入のほうへ入れられるというふうなんです、これ、条例改正をしてスタジオを貸し出すというのは、行政側のメリットは何かということ、この2点を伺います。

○議長(石神 真君) 服部まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長(服部裕司君) 山崎議員の御質問にお答えします。

まず、第9条の指定管理者を使用者に改め、同条を17条とする、この意図は何かということなんです、この第9条につきましては、最終、ここは17条になりますが、損害賠償の義務の対象が指定管理者であるというところを一部改正するものでございまして、今回、スタジオを貸し出すことによりまして、使用者が、そちらを利用させていただいたときに、瑕疵があるものを責任を取っていただくということで、使用者にも対象を拡大するという意図をもって改正をするものでございます。

2点目のスタジオを貸し出すメリットとしましては、従前、そちら、指定管理に渡す前は、もともとは展示場でしたが、今回の指定管理者によりまして、平成30年に内装を改装いただいて、床をフローリングに貼り替え、壁を全面鏡張りとして設置をして、今まで使っていない用途、エクササイズやフィットネスに利用できるスタジオとなったことによりまして、利用者の幅が増えたと、広がったということがあります。

そのスタジオをやはり市内外の方が利用したいという要望もありまして、本年6月から8月に使用期間としまして、一度貸出しを調査したところ、月に2回から5回、ロコミ含めて利用者があったことを踏まえまして、今後、ここを開放して、貸し施設として貸し出すことによりまして、幅広い方に使っていただけるのではないかとということで条例を一部改正するものでございます。

以上になります。

○議長(石神 真君) 山崎 通君。

○10番(山崎 通君) おおむね分かりました。おおむね分かりましたが、課長にお願いしていくんですが、このスタジオを貸すということは、今日、さっきも言ったように、

売上金は全部向こうに入るわけですね。それで、こういうふうにする、何でもですけど、どんどん、今は床を直したりとか、いろいろした、過去のフローリングも。そういうのをすると、今度、そこが傷んだとか、屋根がどうなったとか、電気がどうなったとかということ、また行政側から持ち出しをするわけよ、こういうことで困っていらっしゃるの。

現在、1,500万をあそこへ投入してですよ、そして、あそこで営業をして、それで喫茶店もやったり、あるいは、いろいろやっていたらいいわけですよ。1,500万に、さらにそういうプラスのお金があって、その総額が幾らになるか、今、記憶にないんですが、そこまでしてやらなければならない、あの場所かなということと思うんですけど、七、八年、もっと前にも同じような質問をしたんですけど、あまりにもかかる費用が大きいので、そもそも、そもそもあそこは、今のレストランをやっているところは、あそこは農業者の研修施設やったんです。年のうちに2回しか借りてもらえななで、封鎖しておいた。もったいないでと、喫茶店をやったら、レストランなんかをやり出したら、これ、農林水産省の事業だったので、目的外使用で御指摘を受けたという経緯もあったり、御存じのとおりだと思うんですけど。

あそこに遊具を置いたりして、あそこら辺は全部、芝生公園で、みんながあそこでごろごろごろごろするだけの公園やったはずが、いろんなものがどんどん増えて、経費もかかるし、最初のうちは800万ぐらいやったのが、今は1,500万でしょう。それにプラスして、10年たつと1億5,000万なんやわ、軽く見積もってもね。そこまでしてやらなければならないかということもいつも思うんですけど。

それで、例えば喫茶店でも、ここら辺でコーヒーを飲んでも450円、あそここのところまで行っても450円で、受益者に何か負担軽減があるわけでもないし、そういう点をまた慎重に見定めて、こういうことを事業を進める、当事者からこんなふうにしてほしい、あんなふうにしてほしいというのを、なかなか課長の立場からノーとは言えんでしょうけど、ただ、市民の大事な税金を投入するんですから、やっぱり慎重に、かつ、やっぱり有効性の費用対効果のあるものを優先してやってくれるようにしてほしいと思うが、どうですか。

○議長（石神 真君） 服部まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（服部裕司君） 山崎議員の再質問にお答えします。

施設の利用の幅を広げて利用していただくということは、市内外の方にあの場所を知っていただいて、また、利用いただくということが最大のメリットでありますので、事業の内容につきましては中身を精査しまして、今の指定管理者、また、4月には指定管

理者が新たになります、そこでも精査をしまして、しっかり地についた事業をさせるよう心がけますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上になります。

○議長（石神 真君） 山崎 通君。

○10番（山崎 通君） 課長、よろしくお願ひしますね。

議長、続けて発言いいですか。

○議長（石神 真君） どうぞ。

○10番（山崎 通君） 一般会計補正予算の14ページ、1の議会費405万8,000円の備品購入費、提案説明の中では、現在の議長車は20年以上にわたり利用して、長距離には向いていないとの説明があったんですが、これ、全協のときに私は、全協のところで本当はお尋ねするというような内容やないもので、はしりだけちょっとお尋ねしたんですけど、そもそも、これは当初予算で出してくるべきものなんです。それを、あえてこの補正で出したということが、どうしても理解ができませんということなんです。

それから、今、405万も税金を使って、そして、車を買って換えるって、そんな、そんな時期ではないと思うんですよ。全国の今、困窮者というのは、4世帯に1世帯は生活困窮者やとこの間、新聞に載っていたんですが、そんなあらかねない数かどうかは分かりませんが、そんなときに400万も投入して、そして、不思議なことに、この六、七月に、もう既に議長車というのは車検を受けてあるという話を聞いたんです。そうすると、議長車2台持って走って歩くというのは考えられないんですが、そういうこともいろいろ思うと、最初はこれ、財政課長にということをお願いしましたけど、財政課長に尋ねるのも何か尋ねようが分からん。ここ、ちょっと尋ねるほうが分からん、実を言うと。

それで、これは恐らく総務課長だろうと、こういうふうに思ったもので、ちょっと調べてみたんですけど、これ、また総務課長も、この議会のところに出てきておるのに、総務課長に尋ねる、これもおかしいでしょう。

それで、要は、簡単に言うと、私は誰に何を尋ねたらいいかという相手が分からない質問なんです。これ、議会費やもんで、あっ、それじゃ、議会費やで、議会事務局長か誰かに尋ねるといいと言うんですけど、私も議会運営委員会の中にいるんですけど、この話でこんなふうにしてやったらいいぞという話は聞いていないもので、これ、私が議会費のことで尋ねると、天に唾するような話になるもので、これまたできないんですが、これ、ここの欄でこんなふうにして上げてきても、これを通して、この先、この先いろいろ引っかかって、前へ進めないと思うんです。

それで、私は、今日の今の段階では、この補正予算はみんなもうやめて廃案にして、

この次の12月にするといいと思うんですけど、これまた、そんなことをすると重大問題やもんで、これもできないし、これ、前へも進めんし、後ろへも行けないという、本当にこんな質問をしてなんていうようなことは初めてやもんで、それで、私はいろいろ考えたんですけど、これ、議長が一番詳しいと思うんです、このことについては。

それで、今、私がいろいろ質問すると、後にお二方の、1人休んでいらっしゃるで、あとお二方いらっしゃるので、先に、議長、質疑をしていただいて、その後にもたまた私に振っていただくか、それか、議会運営委員会を開いていただいて、この内容はどうなんやと、どうしたらいいんやということをもんだりしていただかないと、今日、総務産業建設委員会に付託しますとといったって、これ、付託しても、そこで委員長が困られるだけなんですわ。どうしよう、どうしようかね。これ、ルール違反なんですから、そういうことを思うと、どうしても今、私がお願いした、もう一度私に回していただくか、その後にも議会運営委員会を開いていただくか、2つのうち、議長判断で結構ですが、そういうふうにしてお願いして、3人の課長さんにお尋ねするのは控えますが、いかがでしょう。

○議長（石神 真君） 暫時休憩します。

午前10時14分休憩

午前10時23分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

山崎議員の質疑に対して、久保田副市長、すみませんが、よろしく願いいたします。

○副市長（久保田裕司君） お答えいたします。

山崎議員が御発言のことはもっともなことばかりだと思います。ただ、議長もお話がありましたように、明確なルールがあるわけじゃない。ただ、一般的には、やはりこういったものは当初に上げるのが筋であるということは私も十分理解しております。また、総務費じゃなしに、議会のほうが優先して公用車を管理するというのであれば、議会費で上げるということに関して必ずしも間違いではないと。

今回、そもそも何でこんな補正予算に上げたのかということにつきましては、一般的にそうやって思われるのはごく自然なことで、私どもも十分、そこは議論したところであります。

ただ、今回、コロナ禍ということで、コロナワクチンの有効活用ができるんやないかということも視野に入れまして、来年度どうなっているか分かりませんので、公用車が大分年数たっているものですから、この際、コロナの交付金を活用しながら購入するのもありかなということで、今回、上程させていただいたということで御理解をいただき

たいと存じます。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 山崎 通君。

○10番（山崎 通君） これは何、再質問、再々かね。何やね。

○議長（石神 真君） 再質問です。

○10番（山崎 通君） 再質問かね。

議長、過去にこういうことは、議長も恐らくやったことないと思うんやわ。こういう上げ方は、私の知る範囲ではないんやわ。それで、今の話やと、コロナでお金が来るので、そのお金を有効活用したいという話やけど、そもそもそれやって国民の税金やがね。さっきも言いましたけど、そんないっぱい困っていらっしゃる方がいるときに、400万円もの新車を買ってどうこうするって、行政のやることではないんやわ、これ。そうやないかね。もっとこんなたくさん使うんなら、もっとみんなで議論してやるべきなんやわ。それを、それならとここへ上げてきて、それもこんな中途半端な議会費で上げてきてやるということは、副市長は、これはカバーすべき立場で、そういうふうにおっしゃったんやけど、こんなことは前代未聞の話なんやわ。

このままずーっと円満に最後まで行くというふうには到底考えられないので、そのことは御承知おきしたいし、行政不服審査会やとか、例えば、監査とか、それから、何かいろいろある、そういうところでも大変な思いして説明をせなんだけど、そんな行政のナンバーツーがこんなことで、そんな言い逃れでやるというようなことは、今後あってはならぬので、お話しして、これ、実は私は熱弁を振るっておるけど、これ、仮に通ってやっても、車は3月までには間に合わんのやわ、今の御時世はね。だから、執行できないと思うんですけど、いずれにしても国民の大事な税金ですので、そんな1人か、2人か、3人かは分かりませんが、少数の人たちが車を買ったらいいでとって、みんなでお一つ、買おう、買おうとって買うような、そんな行政はあってはならぬのです。そういうことは、特に執行者は覚えておいてほしい。何でもいいで、やれ、やれという、そういう世の中ではありませんので、今、大変な時期ですので、それを申し添えて、そういうふうにおたくらもおっしゃるのなら、これで引き下がります。

議長、ありがとうございました。

○議長（石神 真君） すみません。

以上で山崎 通君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） それでは、議長から御指名いただきましたので、1点お伺いをさ

せていただきます。

議第79号、資料1、15ページ、和解について、理事兼総務課長にお尋ねをします。

沖電気工業株式会社及び中央電子株式会社との間で係争中の損害賠償請求事件の和解についてお尋ねをします。

平成24年9月25日に契約を締結した消防救急デジタル無線施設整備工事の入札に関し、談合その他不正行為があった場合の違約金等に基づき、損害賠償を請求されました。しかし、支払い期間を経過しても納付されないため、平成31年4月15日、損害賠償請求の提訴をしたというものであります。

なお、請負代金1億6,411万5,000円に対し、違約金として算出根拠にのっとり3,282万3,000円であり、沖電気工業株式会社と中央電子光学株式会社の2社に対して、連帯で請求をしています。

そこで、2点お伺いをしますが、今回、和解を受け入れるに当たっての理由は何なのか。

2点目、中央電子光学株式会社に対する市の見解はどのようなか、お尋ねします。

○議長（石神 真君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

まず、御質問の1点目、今回、和解を受け入れるに当たっての理由でございますが、本年6月7日に岐阜地方裁判所から和解案の説明等についての通知がございまして、その内容は、山県市が消防救急デジタル無線工事の請負契約において、いわゆる談合があったとして、請負契約約款の47条の2、談合その他不正行為による解除の規定及び47条の3、談合その他不正行為があった場合の違約金等に関する規定に該当するという主張に対しまして、各規定はいずれも受注者に独占禁止法違反があったとして排除命令、課徴金納付命令があったとされているところ、受注者である中央電子光学株式会社に排除措置命令、課徴金納付命令があったという事実がないことから、当該規定の妥当性は認められないと、該当性は認められないものと解されるというものでした。弁護士の見解も参考にしまして、それで和解を受け入れようとしたものでございます。

2点目の中央電子光学株式会社に対する市としての見解でございますが、今、御説明申し上げたとおり、中央電子光学株式会社に排除措置命令、課徴金納付命令があったという事実がないこと、それから、裁判所の解釈などから、これ以上の遡及はしないと判断したものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○6番(加藤義信君) 沖電気工業株式会社に対して和解金として182万円の支払い義務を認めるということですが、契約額に対する和解金の率が1.11%になります。例えば、下呂市は3.31%、飛騨市は5.71%、ほかにも柏市や松戸市、我孫子市とか、そういったその他でも10%を超えています。本市の和解金の根拠は何か、お尋ねをします。

○議長(石神 真君) 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長(谷村政彦君) 再質問にお答えします。

和解金額の根拠についてでございますが、これは、本年3月22日に岐阜地方裁判所から示された和解案での考え方が根拠となっております。その内容を申し上げますと、そもそも和解金額の案は、契約約款の違約による算定をするものではなく、談合により契約金額がつけ上げられたことによる損害額分を和解金の額とする案でございました。損害額の考え方は、談合がなかった場合の想定落札率を算出し、現実の落札率との差を予定価格に乗じて算出するというものでございます。

具体的には、本工事の予定価格が1億7,451万円、契約金額が1億6,411万5,000円で、落札率は94.04%でございます。裁判所が、談合があったとされている期間終了後の平成26年4月9日以降の消防救急デジタル無線に係る入札を参考とし、算定した落札率が93.04%で、その差、約1ポイントとなっております。それを予定価格に乗じた金額が175万円、さらに、遅延損害金の3分の1程度の額を加味し、算出金額が182万円となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○6番(加藤義信君) 以上です。

○議長(石神 真君) 以上で加藤義信君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位3番 寺町祥江君。

○3番(寺町祥江君) 議長より発言の許可をいただきましたので、質疑を2件させていただきます。

議第1号 令和3年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、細かい内容になりますので、資料は4-3をお願いしたいと思います。

72ページ、子ども食堂運営補助金についてお尋ねをいたします。

令和3年度からスタートした事業となっておりますが、1団体の開催回数及び来訪者を、子育て支援課長にお尋ねいたします。

○議長(石神 真君) 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長(山田佐知子君) 寺町議員の質問にお答えします。

子ども食堂は、高富地域に、昨年、子ども食堂「やまっ子食堂」が8月6日にオープ



ンしました。毎週木曜日、16時30分から19時までの時間で、8月から3月までの8か月間、34回開催しました。また、来訪者数は延べ人数で335人となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 再質問をさせていただきます。

今の御答弁で、8か月間で34回ということでお答えをいただきました。お越しただけた方のリピート率が分かりましたら、そちらをお尋ねするのと、全国的に増えているこの子ども食堂であります。継続的な運営が難しかったりという課題を抱えている自治体も多くあります。まだ1年でこの回数ではあったかと思いますが、課題などがこの1年でありましたら、お話をいただきたいと思えます。

○議長（石神 真君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 再質問にお答えさせていただきます。

まずは、リピート率ということですが、この子ども食堂は、生活に困窮する世帯や、ひとり親世帯の家庭のお子さんを支援しようとするという趣旨に基づいて行っておりますので、リピート率ということでは、登録人数が11人ということなんですけれども、その方々が、特に生活困窮、ひとり親世帯で、支援の方が毎回来ていただいているというような形になっております。

そして、また、この子ども食堂の課題ということなんですけれども、子ども食堂の、どうしても全体的なイメージが貧困の家庭であったりとかというようなイメージがありますので、そのようなイメージは払拭しまして、今回、この子ども食堂をやっていただきました代表の方も、そういった課題を払拭して、子供が孤食で独りで食べているお子さん、そういった方々も、ぜひ食事のほうを提供して、子供の居場所になるようにというようところで、こちらのほう、子ども食堂をオープンさせていただきましたので、こういった趣旨でオープンしております。

以上です。

○議長（石神 真君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 分かりました。ありがとうございます。

2件目に移らせていただきます。

同じく資料4-3の85ページ、続けてになりますが、子育て支援課長にお尋ねをいたします。

子育て世代生活支援センター事業について、こちらのほう、成果のほうに、切れ目のない支援につなげることができたとありますが、その主な支援の内容をお尋ねいたしま

す。

○議長（石神 真君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 寺町議員の御質問にお答えします。

妊娠初期から子育て期において、それぞれの段階に対応した支援やサービスの情報や助言をしております。具体的には、母子手帳交付時の妊婦との個別面談から始まりまして、妊婦健診の状況把握、出生時の届出時の面接へとつながります。出生後の状況によっては、産院、医療機関と連携し、支援が必要な対象者は情報共有をし、場合によっては、退院前に医療機関関係者との調整会議にて支援体制を相談します。

また、出生後は、2か月頃の赤ちゃん訪問、乳幼児健診において、児の成長発達を確認するほか、母親の育児相談に応じ、産後ケア事業、一時預かり等サービスの利用へつなげるほか、関係機関との連携を図っております。

また、三歳児健診後は、市内の幼稚園、保育園において、情報共有や園訪問を実施し、就学前には学校関係者に園関係者とともに引継ぎをしています。横の関係機関としては、学校関係の教育支援会議、福祉関係の自立支援協議会、子育て支援ネットワーク会議等、顔が見える関係づくりを図っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） ありがとうございます。

支援の内容をお聞きしておりますと、子育て世代包括支援センターといたしましては、若干、支援の内容が小さな子供に関わるような支援が手厚いのかという感じがします。実際の業務内容もその重きが多いかと思うんですけれども、後半に学校などの連携もお話をいただきましたが、今後、そういった就学前ではなく、就学してからの子育て世代の包括支援という点で、何か課題と感じる点や強化すべき点をお考えがありましたら、お尋ねをいたします。

○議長（石神 真君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 寺町議員のおっしゃられるとおり、子育て支援課としては、小さな子供たちの支援ということになっておりますが、学校入学されてからの、入学後のお子さんの状況ということも把握させていただいておまして、小学校さんのほうにお邪魔させていただきながら、保育園を送り出した園長先生なども学校のほうの生活を送っておられるお子さんを拝見させていただいたりというような形で、連携をつなげておりますので、そういったところでは重要と考えておりますので、また今後ともよろしく願いいたします。

○3番（寺町祥江君） 以上です。

○議長（石神 真君） 以上で寺町祥江君の質疑を終わります。

先ほども申しましたように、福井一徳君は欠席ですので、質疑は執り行いません。

ほかに質疑はありませんか。

武藤孝成君。

○13番（武藤孝成君） 議第81号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第4号）ですが、予防接種がワンコインでできるということで、市長の先ほどの説明だと、皆さん、受けられると思いますが、それによって内容、健康介護課長、また、子育て支援課長に、中の内訳、人数とか、そういうあれはどういうふうになっていますかということをお聞きします。

○議長（石神 真君） 森健康介護課長。

○健康介護課長（森 正和君） 御質問にお答えします。

65歳以上、高齢者につきましては、6,000人の方を予定しておりまして、1人1,000円の補助に対して、600万円計上させていただいております。

以上になります。

○議長（石神 真君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 子育て支援課からは、インフルエンザの予防接種のほうなんですけど、6か月から6歳未満のお子さんが530人、そして、6歳以上から13歳未満のお子さんが580人、13歳以上ということで中学3年生までのお子さんと、そして、妊婦さんを合わせて280人というところで、6か月から6歳未満と6歳以上から13歳未満のお子さんについては接種回数が2回ということになりますので、2,500人分ということで計上させていただいております。

○13番（武藤孝成君） ありがとうございます。

○議長（石神 真君） ほかに質疑はありませんか。

吉田茂広君。

○11番（吉田茂広君） 自分は通告をしておりません。本来、質疑をするつもりはなかったんですけども、山崎議員の質疑の中で、議長車の購入に関してルール違反だという話は何回もございました。議会といたしましても、ルールを逸脱したまま議決をするということがいかなものかと思ひまして、山崎議員がおっしゃるには、当初予算ではなくて、補正予算で今回出ているということがルール違反の1つであり、もう一つは、款1の議会費ではなくて、款2の総務費で出すべきではないかということで、ルール違反が2つあるというふうに私は認識しましたけれども、その辺りの執行者側の御認識を

ちょっと伺いたいんですけれども、答弁者は誰になるのか分かりません。お願いします。

○議長（石神 真君） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司君） 吉田議員の御質問にお答えいたしますが、先ほどもお答えしましたように、ルールというのは別に法令で定めがあるとか、慣習法で定めがあるというわけではないんですけれども、一般的には、先ほど山崎議員がおっしゃられたように、やはり当初で上げるべきは、それ、正当性が高いと自分も思います。

それと、あくまで議会が主体として使っていくのであれば、議会費でこういう車両の購入費を計上しても、これは間違いではない。ただ、広く総務のほうで、多分野で活用していこうと思えば、総務費で上げるということですから、議会費で委員会とか、議長とか、そちらが主体として使っていく場合に、議会費の中で車両購入費を予算計上することは、法令上とか、いろんなことについては間違いではない。適正かどうかというのは、いろんな考え方があるかと思いますが、明らかにどこかに今回補正で上げたり、議会費で上げることが法令違反かという、そういうことはないという認識でございます。

〔「そんなこと、ないだろう。全然違うよ、俺の言っていることと」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 私語はちょっと遠慮してください。

吉田議員、よろしいですか。

○11番（吉田茂広君） 結構です。

○議長（石神 真君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第71号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから議第81号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第4号）までの13議案に対する質疑を終結いたします。

---

### 日程第3 委員会付託

○議長（石神 真君） 日程第3、委員会付託。

議第71号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから議第81号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第4号）までの13議案は、会議規則第37条第1項の規定に基づき、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

---

○議長（石神 真君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

14日水曜日は総務産業建設委員会、15日は厚生文教委員会が、それぞれ午前10時から開催します。なお、コロナ感染症対策のため、会議室はいずれも全員協議会室といたしますので、御承知おき願います。

20日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでございました。

午前10時47分散会

令和4年9月20日

# 山口市議会定例会会議録

(第 3 号)

令和4年第3回

## 山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第3号 9月20日(火曜日)

---

○議事日程 第3号 令和4年9月20日

日程第1 一般質問

---

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

○出席議員(13名)

1番	田中辰典君	2番	奥田真也君
3番	寺町祥江君	4番	加藤裕章君
5番	古川雅一君	6番	加藤義信君
7番	郷明夫君	8番	操知子君
9番	福井一徳君	10番	山崎通君
11番	吉田茂広君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君		

---

○欠席議員(なし)

---

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	久保田裕司君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	谷村政彦君
企画財政 課長	丹羽竜之君	税務課長	安達俊樹君
市民環境 課長	山田正広君	福祉課長	市原修二君
健康介護 課長	森正和君	子育て支援 課長	山田佐知子君
農林畜産 課長	福井淳君	水道課長	大西義彦君
理事兼 建設課長	大熊健史君	まちづくり・ 企業支援課長	服部裕司君
会計管理者	奥田英彦君	学校教育 課長	森川勝介君

生涯学習課 藤 根 勝 君

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 土 井 義 弘 君 書 記 長谷部 尊 徳 君  
書 記 山 口 真 理 君

---



午前10時00分開議

○議長（石神 真君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 一般質問

○議長（石神 真君） 日程第1、一般質問。

ただいまから、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） マスクを取ってさせていただきます。

今、御指名いただきました日本共産党の福井一徳です。一般質問を3つ行いたいと思います。

まず、冒頭で、先ほど議長もおっしゃいましたように、台風14号の被害は、山県市ではほとんどなかったということよかったですなというふうに思いますが、今日の新聞の1面では、九州では大変な被害が出ているということで、2名の方もお亡くなりになっているということで、御冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた方に、まず最初にお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、一般質問、通告1番目から進めたいと思います。

統一協会関連団体のイベントなどへの山県市（市長）の関与についてということで、市民環境課長と市長にお尋ねをします。

日本共産党は、統一協会は反カルト集団ということですので、チャーチの教会ではなくて、もともと当初からの協会を使っています。宗教に名を借りた反社会的カルト集団、統一協会の違法行為を糾弾し、関与についての経緯と責任を明らかにして、カルト集団による被害をなくして、被害者の救済を政治がしっかり行うこと、自治体行政や、職員、議員がこうした団体との関係を断つこと、これを明確にさせるために一般質問を行います。

靈感商法、集団結婚、高額献金などで大きな被害を出している統一協会。靈感商法は、09年度に全国で捜査当局から摘発され、ダミーである印鑑販売会社、新世と信者の社長らが摘発され、有罪判決が確定をしております。東京地裁では、統一協会の信者を増やすことも目的として違法な手段を伴う印鑑販売を行っていたと認定しました。先祖が地獄で苦しんでいるとし、信者から高額な献金を集め、先祖を解放するためと称して物品の購入や献金をさせ、正体を隠した勧誘、不安をあおって違法行為を続け、現在も被害

は続いています。全国靈感商法対策弁護士連絡会によると、1987年から2021年までの靈感商法の被害総額は約1,237億円に上り、3万5,000人が被害に苦しんでいるとのことです。最近では、信者2世の被害も大きな社会問題になっています。

この間、萩生田光一自民党政調会長をはじめ、安倍政権下の下村文科大臣の名称変更に伴う関与の疑惑、岸田内閣の8閣僚の統一協会との癒着も発覚し、副大臣と政務官、43%に当たる33人が関与を認めるなど、次々と癒着の実態が明らかになっています。

また、ダミー団体による地方政界と自治体への侵食の広がりも深刻な実態が明確になってきました。統一協会は、世界平和や日韓友好などを掲げるダミー団体による自転車イベント、ピースロードによる活動等を通じて、首長、議員、行政当局に接触し、全国各地で自治体の実態が分からないまま後援をする事態が相次ぎ、県下では40市町村に及んでいます。統一協会トップのハン・ハクチャが総裁を務める天宙平和連合、通称UPFのプロジェクトです。平和大使を任命し、県平和大使協議会を組織しているのもこの団体です。

そこで、市民環境課長にお尋ねをします。

山口市でこの10年間に統一協会、関連団体による市民からの被害相談や、靈感商法の被害の実態を把握しているかどうか、把握の状況についてお尋ねをします。

次いで、市長に、安保岐阜県大会への参加、ピースロードへ山口市が後援する、このようなニュースが新聞記事で載っていますが、これに至った経緯と、これらについての現在の評価、今後の統一協会及び関連団体に対する山口市市長としての明確な態度表明についてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（石神 真君） 山田市民環境課長。

○市民環境課長（山田正広君） ただいまの御質問にお答えします。

山口市でこの10年間に統一協会、関連団体による市民からの被害相談や靈感商法の被害の実態を把握しているかについてでございますが、市民環境課にて消費者生活相談業務を行っております。過去の相談履歴を確認しましたが、議員御質問の関連団体に関わる相談を受けたことはないものと認識いたしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

安保岐阜県大会につきましては、日本の安全保障をテーマとした特別講演であったため、出席をさせていただきました。

次に、ピースロードでございますが、令和3年度にコロナ禍の一日も早い収束と世界

平和を祈願する趣旨の事業内容で、後援等承認申請書が提出され、その事業が政治活動や宗教活動を目的としていないとのことでしたので、後援の承認をしたところでございます。

なお、令和4年度につきましても、同様な事業趣旨によりまして後援の承認申請が提出されましたので承認をいたしました。その後、事業中止の連絡をいただいております。

私の見解といたしましては、旧統一協会の関連団体が行うイベントに出席、または、山田市が後援を行うことにつきましては、慎重に判断すべきであったと思うところがございます。

今後につきましては、相手方が、これは各種団体、どんな団体でもそうでございますが、社会的な問題に関与していないか十分調査等をし、慎重に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 統一協会については、かなりこの間、岐阜新聞とか、中日新聞でもたくさん取り上げられてきました。私もいろんな資料を収集したんですが、もう膨大な量になっています。そもそもこの問題というのが、単なる宗教と政治という問題ではなくて、一般論で議論するのではなくて、この団体が反社会的な団体で、靈感商法等々を含めているような被害を出している。その被害を出している団体とも知らず、いろんな形で後援をしたり、参加をしたりしている。ところが、自治体とか政治家がそこに関わってれば安心な団体かというようなことで、広告塔のような役割を發揮して、結果として被害が進んでいくということが、これが弁護団のところでもそうですけれども、新聞等でずっと述べられている中身もそうです。私は一般論として、そういう宗教と政治問題ということで扱うんじゃなくて、この問題自身がそういう被害を生んでいる団体だということが非常に大きな問題で、ここときちっとした対応を取ると。

先ほど市長が統一協会等々関係団体について、慎重に判断すべきだったという反省とともに、こういう反社会的な団体に関してはきちっとして調査をして、このようなことがないようにしたいという趣旨での答弁だったというふうに思います。

それから、市民課長のところで、この10年間、市民の相談を受けていないという話でした。これは、全国で3万5,000人というふうに言われているんですけども、これは本当に実際に今、被害者だと思っていない人たちもいるんですね。信じてやっているということも含めると、その10倍ぐらいあるのではないかというふうに言われているんです。

ね。恐らく山口市の中でも現実的にそういう被害というのはやっぱり出ているけれども、行政としてちょっと把握できていないというようなことでもないかなというふうにも受け取れます。その意味では、こういう中身についてきちっとやっぱり市民に知らせながら、本当に困っている場合は、相談をきちっとしてもらおうというような意味合いで、受入れの体制等を含めてやる必要があるというふうに思います。

あわせて、今回いろいろ調べていった中で、実は残念ながら、この統一協会の関連団体等を含めて、この山口市選出の県会議員だとか、要職を占める市会議員の人たちがいろいろ関わっている。先ほど市長は経過の中で触れられませんでしたけれども、令和3年、去年の7月の8日ですか、この団体と実際に市長が会われて面談をされていますね。そのやっぱり中身について、どのような話をされたのかということと併せて、私はこういうことに関わっているやっぱり県会とか市会議員がいるというのは、非常に問題だというふうに思うんですけど、その点で市長はどのように認識されているか、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 1回、私の記憶ではお会いしたことがございますが、それは、このピースロードの申請がされまして、前でしたか、後でしたか、お見えになったことがございまして、そのときに具体的なこのピースロードの活動についての説明を受けまして、それ以上のお話も、私のほうからも相手方からもそういった内容の話については聞いておりません。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 実際には、いろんなところもそうですけれども、こういうピースロードということで、一般的には何もないような、平和を願うようなことでのアプローチをされていて、実はそれがいろんな手口で問題だということがずっと指摘されているんですね。

先日も岐阜市で、いろんな清掃活動に、この統一協会の団体と誓約書を結んでいる、岐阜市が。そのときに、新聞の記事では、趣旨を見たら、そんな問題なかったもので、別に問題ありませんというようなコメントを出されたんです。これは大問題で、そもそもそういう反社会的な団体が、いろんな形でアプローチをしていることについて、行政として、もっと慎重な対応をしないといけない。

その後の市議会の中で、我が党の議員がこれ、追及をしたんですけれども、そのことについてやっぱり市長は、きちっとしたルールを決めて、今後きちっとした対応をした

いというふうにおっしゃったんですけれども、こういうことというのは、あらゆる場面で想定されるんですよ、いろんなことが。

先ほど私、御質問にお答えにならなかったんですけれども、こういうことに議員も関わっているというようなことが残念ながら山口市にあって、しかも、実行委員を重ねている。これは、もうちょっと知らなかったでは済まされないという弁護団のそういう評価もあるんですけれども、私たち自身が、職員も含めてですけれども、こういうことについてきちっとした見識を持って、きっぱりとした対応をする必要があるというふうに思いますが、その点で、最後に市長の決意をお聞きしたいと思います。

○議長（石神 真君） 暫時休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時14分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林 宏優君） こうした問題につきましては、従来、行政側も初めての対応でございまして、それぞれ、最初にお答えしましたように、団体の活動内容について把握しながら判断してきました。そういったことを踏まえ、これは反省するところではございますけれども、しっかりと相手の団体がどんな活動をしてみえるかということ認識しながら、それは、議会の皆さんから紹介があったとか、そういうことではなしに、あくまでも団体の背景的な社会的な活動も含めながら、しっかりと初期の対応を、まず窓口でしっかりそういった対応ができるような体制を取っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） きちっとした対応を取られるということでした。

続いて、2番目の質問に移りたいと思います。

山口市の水道料金の大幅値上げの抑制と、実施時期の1年延長についてということで、これも市長にお尋ねをします。

山口市の上水道料金の値上げ問題については、私は昨年の議会から取り上げてきました。老朽化が進む水道管の取替えや、給水ポンプなど水道設備の更新等の工事が必要になっています。そのために設備投資の計画を組んで、その費用を水道利用者に負担してもらうために水道料金の改定が必要だということで、水道事業審議会委員を市長が任命し、市長の諮問による水道事業審議会において料金改定の審議が進められています。

山口市の水道事業戦略によれば、投資に必要な額は5億円必要だが、値上げ幅50%は、約7億円の水道料金収入増に当たり、50%値上げは上げ過ぎだとの私の指摘に対して、2億円は将来工事に必要な資金のために蓄えておくという考えであるということも分かりました。そして、この間の議会の議論などを経て、この50%値上げ計画は、あくまで経営計画だとして、第3回の審議会には、執行部から来年から30%の水道料金の値上げという提案になり、残り20%については、その後の経営推移を見て検討していく課題になりました。

令和18年には合併当初の水道事業投資の減価償却が終了し、令和12年度からは新規投資分の費用を加算しても、毎年現状より二、三千万減っていくことは明らかであります。国が定める収支計画は10年間としているため、それ以上の長期シミュレーションはありませんでした。恐らく剰余分は料金値下げというよりも、基金積立てに回るようになるでしょう。

先回の議会での再々質問で、市長は2つの重要な答弁をなされました。1つは、実施時期については慎重に判断をする。必ずしも来年4月ありきではないことを示唆され、2つ目は、市は現在、30%値上げを審議会に提起しましたが、市長答弁では、諮問は諮問としていただくとして、その状況に応じて料金も設定をさせていただきたいと答弁されました。

6月市議会以降、物価高騰はさらに激しさを増し、帝国データバンクの調査では、8月に2,431品目の生活必需品が値上がり、9月以降の値上げ予定は、さらに8,000品目に及んでいます。電気・ガス料金は2割以上と言われる中で、市民生活は厳しさを増しています。

そこで、市長にお尋ねをいたします。

6月市議会での市長の答弁も踏まえて、水道料金の実施時期を1年間延期するという政治的決断を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

水道料金の実施時期の1年延期についてでございますが、本定例会に提出しました令和3年度水道事業会計決算書においては、経常収支が赤字となっており、水道料金の適正な水準への引上げをいたずらに先送りすれば、将来、負担が大きくなる懸念もございます。現在、水道料金改定などについて、水道事業審議会でご審議をいただいているところでございますが、まだ答申はいただいております。答申をいただきましたら、一般の日常生活に必要な物品やサービスの高騰を踏まえながら、実施時期につきましては

慎重に判断したいと考えております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 実施時期については、まだ答申をいただいているので、もらった後に慎重に判断をしたいという御答弁でした。この間、水道の事業経営戦略等々含めて、詳細な資料については頂いて、私もずっと検討してきました。これを考えるに当たって、少し今年の数字等を含めて、私が値上げ延期根拠にしている中身、少し触れたいと思います。

1つは、支出の中で公債費、いわゆる借金を返済する、山県市の、これ、私が議員当時になったときには、元金利息も含めて23億3,000万ぐらいあったんですね。それが、去年は17億5,000万、今年14億7,000万ということで、今、決算が令和3年度出されています。それで、例えば細かいものでいうと、例えば支出項目で予備費というのがあるんですが、大体、予備費って1億ぐらい計上して、毎年計上されているんですけど、使ったのは3,000万ということで、戻しが7,000万というような状況になっています。大きいところでいうと、公債費、借金が返済してきたと市長、よく言われるんですけど、それとともに、やっぱり利息も元金もずっと減ってきているので、毎年の中からその公債費の比率が下がってきている。何億という形で減っている。

それから、もう一つ、収入を見ると、地方交付税44億5,000万というのが当初の見込みでしたけれども、実際に来たのが52億1,000万、計画費で7億6,000万ぐらい増えているんですね。このこと自身はいいと思うんですけども。

じゃ、市税はどうかということで見ると、市税は当初27億9,000万というような予算でスタートをしているんですが、実際の収入、これは30億1,000万ということで、2億1,000万ぐらいプラスになっています。これは、ずっと決算書で出されている数字に基づいてしゃべっています。

市税の中でやっぱり大きいのは固定資産税、これが15億1,000万と、市民税が13億9,000万、約29億円の税金を市民の皆さんから頂いて、あらゆる事業に使っているということです。令和3年度は、数年ぶりに実質収支が7億5,600万の黒字だった。本体は黒字だということですよ。財政調整基金に3億8,000万回して、貯金したというのが山県市の本体の事業経営の数値です。非常に弾力的な中身がある。

私は、やっぱりこういう中で、1つは、水道料金の公営企業適用の取組状況で、以前も質問したときに、副市長がいろいろ法律に基づいて、いろんなお話はされました。

実は、例えば、人口3万人以下の規模で、これ、総務省のデータですけど、実際にこ

ういう公営企業会計が適用済みになっているのが、149自治体で68.7%と、取組中、これ、移ろうということで取組中というのが46%で21.2%、合わせて89.9ですから、9割ぐらいがそういうふうに移行している。それ以外に、検討中というのが、どうするか検討しているというのが19自治体あって、全体で100ぐらいになっている。

この公営企業化するというのは何かという意味でいうと、これ、はっきりしているんですけど、井勘定ではいかんということです。私もそうだというふうに思うんですね。地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化とか、財政のマネジメント向上、さらに的確に取り組んでいくというために民間企業と同様に公営企業会計を適用して、経営とか資産等の状況、正確な把握、弾力的な経営を実現するために推進をするということなんですけど、ここで大事なものは、適用推進に取り組みというふうに言っているわけです。取り組むことが望まれるというふうに総務省は言っている。

なぜ望まれるというふうに言っているかという、憲法の第8章の92条から95条の中に、地方自治の本旨というのが当然ありますよね。ここに書かれているのが、住民自身の責任で地方の事業を推進していくという住民自治の原則というのと、それから、地方自治体は国から独立をした団体自治の原則で進めていくんだ、これが地方政治の本旨なんだというふうに書かれているんです。

私は、暮らしを本当に憲法に生かすというのは、こういう問題が起こったときに、行政は、市民のやっぱり暮らしをきちっと守っていくために、どういう判断をするのか。その意味でいうと、事業外の繰入れというのは可能なんですよ。駄目ではないんです。これは政策判断で、私は、社会福祉政策としては当然あり得る判断だというふうに思っているんですね。

だから、法的に考えた点でもそうですし、一方の今の財政状況、確かに私は先送りをすべきでないというのは、私も市長がおっしゃるとおり、先送りはいけない。市民の中に今の現状をしっかりと提起して、どうしていくかということが大事。

あと、3番目のときにも触れますけど、これ、人口がずーっと減っていくということをお前提にしながらの試算を組んでいるんですね。そういう意味でいうと、山口市の中で、いかに要するに人口を増やすのは難しいかもしれないけど、維持をしていくかとか、減少のスピードを押しとどめるかということも、こうした水道事業の料金問題に深く関わってくるんです。やっぱりそういう総合的な判断をした上で、どのように考えていくのか。

私は、本当に住みやすい山口市をつくっていくという意味でいうと、今度、市長が給食費の無償化、来年度から一般会計の財源も含めて確保して進めていく、あれは非常に



いいことだと思って私は賛成をしています。少しでもやっぱり市民が住みやすい山口市にしていくという意味では、先ほど言った財源の点とか、やっぱり地方自治の役割というようなことを考えて、ぜひそういう英断を市長にさせていただきたいというふうに思います。

答申をいただいてからということで、まだもらっていないので、絶対、来年から上げるよということではなくて、慎重に判断したいというふうに言われましたので、私は、そこに期待をして、これ以上、同じことを聞いても、言うことは、答弁は同じだというふうに思いますので、この点はぜひ、今、申し述べた中身も含めて、慎重な判断をしてほしいなど。

町へ出ていろんな市民の声を聞くと、本当にいっぱい大変な声があるんです。これ、本当に料金を何とかしてほしいとか、そういうときに私は、山口市がいろいろ努力していることも市民の皆さんに一生懸命説明もしています。だけど、私たちが本当に住みやすいまちにしていくというためには、市民が本当にいろんな状況を理解し、そして、そういう中で納得をしながら進めていくということが非常に大事なので、今、広報で3回特集を出されましたけれども、まだ値上げするよとか、来年からやるよという提案のところまでは行っていません。ぜひ慎重に判断をしたいという市長のその思いをきちっと受けて、今後、まだ時間がありますので、慎重に判断していただいて、市民の暮らしの支えになるような判断をしていただきたいと思いますと思って、2点目の質問を終わりたいと思います。

それでは、3点目、山口市の児童・生徒数の減少と山口市の第3次総合計画の検討について、企画財政課長と副市長にお尋ねをします。

少子化の中、小中学生が10年間で100万人、全国で減少し、山口市は、岐阜県42市町村の中で、減少率が28.4%とワーストセブン、21市では、飛騨市に続いて2番目、ショックな数値が新聞発表をされました。皆さんもぜひ、お読みになったと思うんですけども。

関連記事では、長野県の南箕輪村の人口は、85年に1万人が、22年6月で1万5,890人と増加して、児童・生徒数は、2010年の1,413人から1,501人になったことも紹介しています。これは、新聞の記事の原稿です。増加の鍵は、子育て世帯支援の取組が話題になり、移住してくる人が多いと村長の藤城氏が胸を張ると書いてあります。保育料の引下げや18歳までの医療費は無料にと、不妊・不育治療への助成金、就学前の子供と親が自由に過ごせる施設もあるとのこと。

しかし、山口市も、市長が子育て日本一を標榜し、南箕輪村のような施策を先駆けて

やってきました。何がこのような差になったか、ここをきちんと分析総括し、新たな活路を見いだすことが求められます。

そんな中で、山県市の第3次山県市総合計画及び第3期の山県市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定のための令和4年度第1回合同会議が開催され、私もこの会議を傍聴させていただきました。

また、別件で、大垣共立銀行のシンクタンク、OKB総研というのがこういう資料を出してまして、「若い世代に支持されるまちの要因に関する一考察」ということで、「瑞穂市と岐南町を例にして」と題する若者世代に対する調査レポートがありました。これも非常に示唆する中身だというふうに思いました。

私自身も含めて、山県市の様々な団体や個人が山県市の将来に関心を寄せ、知恵を出し合い、そして参画していくということが、合併20年の意味を考えることにもつながるというふうに思います。

そこで、企画財政課長にお尋ねをいたします。

1、山県市の流入・流出人口について、この10年間の美山・伊自良・高富地域ごとの各世帯数と年代別人数の推移と、そこにおける特徴的な傾向についてお伺いをいたします。

2つ目に、この策定の過程で、市民へのアンケート調査などを行うという説明が合同会議でされました。地域ごとの市民の知恵と工夫を集める、例えば車座討論会のような、直接議論し合うような場を設定して、第3次総合計画づくりに市民の関心と共同参画を進めてはいかがでしょうか。

続いて、副市長にお尋ねをいたします。

その傍聴した合同会議で、委員の方から、本当に人口を増やすなら、持家制度をつくらないといけないという指摘と提案がありました。山県市から岐阜市栗野周辺に流出しているという話もよく聞きますが、山県市にとどまってもらう意味でも、他市から呼び込んでくるという点においても、このような検討が必要だと思いますが、副市長の考えをお伺いいたします。

○議長（石神 真君） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、この10年間の美山・伊自良・高富地域ごとの各世帯数と年代別人数の推移と特徴的な傾向についてでございますが、令和2年国勢調査と平成22年の国勢調査を比較しますと、世帯数ではこの10年で、高富地域、マイナス22世帯、0.4%の減少、伊自良地域では42世帯、4.3%の増加、美山地域はマイナス240世帯、9.3%の減少で、全

体ではマイナス220世帯、2.3%の減少となっております。

一方、人口では、この10年でマイナス4,349人、14.7%の減少となっております、人口減少に比べ、世帯数の減少率が低いのは、老齢夫婦世帯・老齢単身世帯数が998世帯、50.2%増加していることから、老齢世帯が残り、子育て世代を含む若い世代だけが転出する例が多いためと推測されます。

年代別人口の推移を見ますと、全体で69歳以下の人口が全て減少しており、70歳以上では増加しておりますが、美山地域はほぼ全世代で減少しております。減少率が特に高い世代は、全地域とも20代、30代で、平均して36.7%の減と、この働き盛り・出産・子育て世代の減少が顕著に現れております。この世代は、住宅事情を理由とした転入超過はあるものの、職業上、結婚等を理由とした転出超過が続く状況が影響し、大きく減少したものとなっております。

年齢3区分別の人口構成比で見ると、14歳までの若年人口は10.3%、15歳から65歳までの生産年齢人口は53.6%と、それぞれ県内平均12.3%と57.3%を下回り、65歳以上の高齢人口は36.1%と県内平均30.4%を上回っており、子供が減る一方、高齢者は増加し、生産年齢人口も減少が続いている状況となっております。

御質問の2点目、車座討論会のような直接議論し合う場を設定することにつきましては、今回の計画策定に当たり、基本的には市民アンケートやパブリックコメントの実施により、市民の意見を総合計画に反映していくこととしております。

また、今回はそれらのデータ分析とともに、本市が世間の人からどのような評価を受けているか、また、どのように見られているかをインターネット上のブログデータをテキスト解析し、本市の強み、魅力、弱点、欠点など地域特性の分析を行い、現況把握してまいります。

現在のところ、会場に集合して実施する対面式の座談会は考えておりませんが、本市においてもDX化は全世代に進みつつあり、その利活用により、場所等にこだわらず、誰でも参加しやすい方法としてウェブ・オンラインによるアンケート、ワークショップ等の実施を併せて検討しているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

まず、長野県南箕輪村と山県市の差は何なのかというお話がございました。私はそこを直接訪問したことはありませんけれども、南箕輪村には国立大学のキャンパスがございます。村に国立大学のキャンパスがあるのは、全国でもここだけだそうです。ちなみ

に、大学院生を含めた学生数は900名ほどのようでございます。

また、JRの駅が2つございまして、中央自動車道のインターチェンジが1つあります。そのインターチェンジを活用して、新宿まで約3時間、いろいろ値段はありますが、4,000円程度で行ける高速バスが30分に1本ある、これは調べた限り、そんな感じになっておりました。

私は、こうしたことが山口市との差の要因ではないかと考えておりますけれども、本市の地理的条件も決して悪いわけではなく、悲観的に考えているわけではございません。隣の芝は青く見えますが、ないものねだりするよりも、本市のポテンシャルを生かして、認知していただけるようなアクションを継続していかなければならないものとも考えております。

そこで、山口市の転出入で重要な課題というのは、20代、30代の出産・子育て世代の減少率が特に高いことにあります。その世代の転出先等の状況から、結婚や出産、就職等を機に、岐阜市などのアパートへ転出されているものと考えられます。

かつては、そうした世代の方々は、一旦は岐阜市のアパート等へ転出されましても、お子さんが小学校とか、保育園、幼稚園へ入られるときには、山口市に戻って、多世代同居をしたり、マイホームを持たれることが多くございました。

しかし、近年は、山口市内まで戻らずに、宅地供給の多い岐阜市の北部地域等でマイホームを持たれるケースが多くなってきているように感じております。実は、私のことが山口市の合計特殊出生率の低さにつながっているものと考えておりますし、人口変動の大きな要因であり、重要な課題であると考えておるところでございます。

そのため、現在、山口市においては、住宅の新築や取得支援として、多世代近居などでは最大20万円分のお祝い金支給制度を用意しております。また、それが、空き家の取得や改修となりますと、最大で100万円、補助率2分の1という具合な制度も用意しているところでございます。

持家制度の創設といいますと、こうした制度の拡充ですとか、場合によっては、これはちょっと厳しいかもしれない、市による宅地分譲などということも考えられます。山口市としましては、本来、空き家の利活用が促進することがよいとは考えておりますが、それにこだわらずに、引き続き研究してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 大垣共立銀行のシンクタンクの調査の中では、社会基盤というのは自治体が対策を講じることで変化、向上が期待できるというような視点に立って、3

つの視点で、住宅・住居環境、2つ目が通勤の環境、3つ目は子育て環境ということで、様々なデータをずっと取っています。

この中で、例えば、住宅・住居環境で何を重視するかというと、自宅から医療機関までの近さ、それから小売店の密度というようなことが大きく上がっている。通勤の環境についていえば、当然だと思んですけど、長時間通勤者の少なさというのが断トツに多い。それから、子育て環境と言ったときに、保育園だとか、小学校がちゃんと周りにあって、すぐ入れるかどうか、これが、ずーっと分析をして、この3つについての施策をどう打つかということが書かれているんですね。

先ほど副市長の御答弁の中で、南箕輪村の話でおっしゃった点は、私も理解しているんですけども、この調査の中でも、結局、それぞれの自治体は、自分のまちの特性に応じたメリ張りある施策の選択と、その施策を必要とする人たちにどういうふうに情報を届けるかということが大事だというふうに書いてある。

それから、最近の中日新聞の中にあっただんですけど、今、DXという言葉が出てきたんですが、Zoomとか何かというリアル会議というのは、大分私も何回かやっているんですが、ずれたりはあるんですけども、そういう中でいろんな形で情報発信をするときに、PR動画を作っている。これ、土岐市の例も、関市の例も挙げているんですけど、作り込みによって、住民と一緒に作ってということで、成功している事例が書いてあるんですね。認知度が上がったと。

山県市も相当、そういう意味では、前から努力をしていて、認知度の向上というふうにあるんですけども、この中で、僕が大事だと思うのは、動画で市を知った人が関わられるような施策も用意しておくことが必要だ。ここところが全体としてどういう住みやすい山県市をつくっていくかということの中の幹があって、いろんな手だてが必要。PR動画なんかを作っても、そのことを通じて、この前もちょっと全員協議会でお話ししましたけれども、いろんな施策をやるだけけれども、その結果として何を生み出すかということが非常に大事なことだと。

先ほど住宅政策について、私は委員会の中で持家制度をつくったらどうかという御意見なんかがあったんですが、富加町のジャストタウン事業、こういうのも新聞に載っていました。ここは、富加町の市内の建設業者を使って、家を建てたら50万ということですね。先ほど山県市の中では、多世代近居に住んだら20万とか、いろんな空き家を使ったら100万というのがあるというふうにおっしゃっていました。

この間、私は、質疑の中でもいろいろ聞いたんですけど、いろんな施策をやっても、圧倒的に人が集まってくる、移住してくるというようなところは、やっぱり高富の地域

なんですよね。山縣市全体を保っていくためには、効果的な施策を打つ必要がある。そのことが、結局、伊自良や美山に住んでいる人たちも含めて、この山縣市の中で、住んでいてよかったなというようなまちづくりにつながるというふうに思うんですね。

そういう意味では、もう少し踏み込んで分析もして、大胆なやっぱり政策を5年ぐらいかけて打っていく必要があるのではないか。今度の総合政策の中では、ぜひそういう議論を、市民のいろんな声も集めてやってほしい。何も車座だけが唯一だと私は思いませんけれども、ぜひそこに踏み込んでいただくということが大事だと。先ほど副市長は、空き家の利活用にかかわらずというふうにおっしゃったので、改めて、その点で再度、副市長にそこら辺りのお考えについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（石神 真君） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

先ほどOKBのお話、分析がありました。私、あのお話を聞いていて、そのとおり、私もそういう認識しております。各要素につきましては、そのとおりだと思います。

PR動画という話がありました。具体的には、実は、今年度いっぱい山縣市は市制20周年、丸20年たつんですね。10周年のときを考えると、来年度が10周年記念という位置づけをしています。ですので、山縣市としては、来年度は20周年という位置づけになります。今の民法の改正によって、18歳以上が成人になりましたが、数でいう二十歳になりますので、これをきっかけにということで、市民の方から多様な意見を徴収しながら、これをきっかけにして、さらに山縣市の認知度を上げて、住みやすいまちをやっていきたいというふうに思っています。

先ほど言われました市全体でという話は、そのとおりだと思います。ですので、かつては美山地域とか、伊自良の北部地域だけ移住した場合には、高額な補助支援制度がありますよということもやったことありますが、いろいろ模索してはいるんですが、これといった実効的な政策にヒットしていることはありません。ただ、いろんなことを検討しながら、続けてまいりますので、20周年を機に市民の様々な方の御意見をいただきながら、効果的な施策を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 以上で福井一徳君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で11時より再開をいたします。

午前10時46分休憩

午前11時00分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 2 番 加藤裕章君。

○4 番（加藤裕章君） それでは、議長から質問の許可を得ましたので、通告どおり 2 件質問をいたします。

まず初めに、幼児期から学童期の体験学習について質問いたします。

国が進める G I G A スクール構想により、市内全ての小中学校にタブレット端末が整備され、I C T 教育が進められています。私の子供も小学生が 2 人いますが、夏休みは小学校からタブレットを持ち帰って、毎日のようにタブレットを使って遊んだり、学習したりしておりました。私たちが子供の頃には考えられないような学習の仕方が当たり前ようになってきております。社会全体が D X 化していくのであるから、教育の I C T 化はますます進められていくのであらうと思われま。

その一方で、直接五感を働かせて学ぶ学びも健全な子供の発達や成長に必要なことであると思います。国立青少年教育振興機構が令和元年度に行った青少年の体験活動等に関する意識調査によりますと、自然体験や生活体験、文化芸術体験が豊富な子供、また、お手伝いを多く行っている子供は、自己肯定感が高く、自立的行動習慣や探究力が身につけている傾向があるとのこと。

また、2019年にイギリス人研究者が発表した人間の年齢と自然環境との感情的なつながりについてのアンケート調査に基づく研究結果によると、自然環境との親和性が一番強いのは中学校に上がる前の子供たちで、その時期につくられた自然環境への感情的なつながりは、自然環境に配慮する行動に結びつくとのこと。逆に言いますと、幾ら自然環境を保全しなくてはと理屈で分かっている、そこに自然が好きといった、そういった感情がなかったら、人は行動に移さないということでもあります。

以前は、生活の中に自然と存在していた多様な体験が、今はそれが希薄になりつつあります。このような時代だからこそ、意識的に多様な直接体験をする場をつくっていく必要があると感じます。

そこで、当市では、幼児期においては平成30年度から自然体験保育事業を、学童期においては今年度から市内全ての小学5年生を対象とした森と川の学校を実施されました。森と川の学校については、昨年度も予算化されておりましたが、コロナ禍の影響により、やむなく中止となり、1年越しの実施となりました。私も何日か、活動の様子を見させていただきましたが、児童たちは笑顔で楽しそうに活動しており、指導するスタッフは、専門分野にたけた方々が献身的に活動されている様子を伺え、山県の自然を生かしたこのような体験は、将来大人になってからも心に深く刻まれることになるだろうと実感し

ました。今年初めての開催ということで、開催に向けての準備に御苦労されたことと思います。

そこで、子育て支援課長と学校教育課長にお尋ねをします。

山県市の自然環境を生かして、幼児期においては自然体験保育事業を、学童期においては森と川の学校を実施されておりますが、これまでの取組をどのように評価され、その評価を踏まえて、今後どのように展開されていく方針かをお尋ねします。

○議長（石神 真君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 御質問にお答えします。

自然体験保育事業の取組の評価と今後の展開についてでございますが、2018年、保育所保育指針が改定され、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿として、自然との関わり、生命尊重が掲げられました。

このことから、山県市では幼児期からの体験保育を早期から行うことにより、子供の主体性や自己肯定感、創造性、社会性といった非認知的スキルが育まれるとのことから、自然体験保育の取組を始めました。この自然体験保育は、山県市の自然豊かな資源を活用して、伊自良川上流での川遊びや、みやまの森、四国山香りの森公園などで活動したり、保育園近くを散歩したりしております。川の水のきれいさ、川で遊ぶ楽しさ、木の実や昆虫見つけなど、体験したことにより、家族で川遊びに出かけたり、生き物や植物に関心を持ったり、草花を見て季節の変化を友達と話題にする姿などが現れています。

また、自然体験保育に関わる保育士が、自然を活用した特色のある保育を創出するため、自然体験保育の先進地に赴き、自然体験の取り入れ方、自然に対する知識等、ノウハウとスキルを学び、現在の実践につながっております。

今後については、これまでの事業により蓄積されたノウハウを生かし、園ごとでの自然体験保育を充実してまいります。

また、林業、農業、地場産業などの地域に根づいた資源、人材が保育園での体験等に積極的に関わり合う事業を展開し、子供と地域が共に成長する保育園を目指してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 森川学校教育課長。

○学校教育課長（森川勝介君） 御質問にお答えします。

森と川の学校の取組と今後の展開についてでございますが、教育委員会が進める森と川の学校は、児童が美山の大自然に身を置いて、体験や観察、調査を通して、現場で得られる情報や発見、疑問をよりどころにして、自らの問いを仲間と共に解決していく学



習、いわゆるアクティブラーニングの実施が主たる目的でございます。

当初は2泊3日の集中授業を計画しておりましたが、コロナ感染のリスクを下げるために宿泊を取りやめ、日帰り3日間にしたことで活動の時間を短縮せざるを得ない制約が生じ、川に入る体験、森を歩く体験、美山の木材を使った工芸作業といった3つの活動を直接体験する段階までしか行えず、アクティブラーニングの実施には至っておりません。もちろん、体験の過程では、活動の難易度を自己選択できる設定を取り入れているため、教室の活動とは違い、児童の満足度は高く、いずれの活動も94%以上が満足したと答えております。

また、児童の中には、木はいい匂いがすると感じました、美山にたくさんある木は、僕の祖先が植えてくれたものだと言って驚きました、森がなくなったら、どれだけ大変か考えてみたいといった感想を持っていることから、来年度は、実体験を通して感じた美山の自然の美しさをいかに守っていくかについて考え、仲間と議論し、山県市民に発信していく学習にバージョンアップさせる方針で準備をいたしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤裕章君。

○4番（加藤裕章君） 今年度は、各保育園で保育士が企画した体験事業を展開していくとのことですが、先進地に赴いて学んだ知識やスキルが生かされていることを実感しましたし、森と川の学校では、児童の満足度は非常に高かったということでした。

私自身、民間で自然体験活動の事業に携わってきたことがあります。子供たちとの関わりの中で大切にしてきたことの1つに、アメリカの海洋生物学者レイチェル・カーソンという方の言葉があります。環境問題に警鐘を鳴らした『沈黙の春』の著者としても有名な方ですが、死を目前にした最後の作品の中に言葉がありまして、世界中の子供に生涯消えることのないセンス・オブ・ワンダー、神秘さや不思議さに目をみはる感性を授けてほしい、知ることは感じることの半分も重要ではない、そういった言葉があります。この言葉にあるように、特に幼少期においては自然の中で感性を育むような体験活動を今後も進めていただきたいと思います。

さて、今後、保育士自らが自然体験保育を実施する際に懸念されるのは、安全面の問題です。自然の中での体験活動は、どうしてもリスクが伴い、保育士の方も不安視され、活動に制限がかかることが考えられます。リスク管理を徹底しながら、安全に体験活動を進めるためには、継続的に研修などを通して知識やスキルを身につけていく必要があると思いますし、時には専門的な外部人材との連携も必要になってくるのではないかと思います。今後も安全に自然体験保育を進めるよう、リスク管理など知識やスキル向上

に努めていただきながら、進めていただきたいと思います。

次に、学童期においては、アクティブラーニングの実施を目的に森と川の学校を実施し、児童の満足度は大変高かったものの、その実施には至っていないということでありましたが、さらなる体験学習の充実について、教育長に再質問いたします。

これからの時代を生きていく子供たちに求められる資質は、今までとは違ってきており、受け身で知識を得るのみでなく、主体的、対話的で深い学び、いわゆるアクティブラーニングが求められています。教師の役割も今までの正解を教える人から、問いかけ、子供たちと共に探求していく存在へとシフトしていくのではないかと思います。今年度実施された活動を生かして、よりよい活動につなげていただきたいと思います。

そして、ICT教育が進められている中で、アクティブラーニングを進めるには体験的な学びが必要不可欠であります。自ら発見や疑問、問いを立てるためには、様々な実体験から導き出されることが多いのではないのでしょうか。

そこで、教育長にお尋ねをします。

学校ごとに様々な体験活動を実施されておりますが、森と川の学校のみでなく、今後、どのように体験的な学びを実施されていく方針かをお尋ねします。

○議長（石神 真君） 服部教育長。

○教育長（服部和也君） 再質問、今後の体験学習実施の方針についてお答えいたします。

昨年度、山県市の児童・生徒は、インターネットにつながるタブレットパソコンを全員手にしました。それによって、世界の自然環境の情報を瞬時に収集することができます。世界中の生活文化につきましても、バーチャルの世界を通して疑似体験することも可能となりました。タブレットパソコンを使った学習は、極めて効率的に結論に導いてくれます。

一方で、自分自身で試行錯誤する機会を奪い、問いと正解の距離を明らかに縮めた上に、理解したような気にさせてしまう危険性があると危惧します。子供たちを待ち受ける社会は、デジタル技術を活用できる人材が不可欠であることは容易に理解できます。神崎川の川面のきらきら輝く美しさをタブレットパソコンで見て感じた子供の感動と、エメラルドグリーンにグラデーションに彩られた神崎川の冷たい水の流れを感じた子供の感動は、違って当然です。そればかりか、五感で感じた体験をよりどころにした驚きや疑問は、なぜ、どうしてを次々に生み出し、物事を深く考え、実社会とのつながりから学びます。

教育委員会としましては、山県市の児童・生徒に共通に学習させたい教育として、5年生を対象にした森と川の学校に加えて、次年度以降、6年生には大桑城発掘により見

えてきた500年以上前の歴史的事実を自分の目で確かめ、土岐氏の足跡をたどる学習、山と歴史の学校を、中学1年生には130年前に発生した濃尾地震の爪痕である市内各所の断層を現地に出向いて調査する学習、防災と科学の学校を開設する計画です。山県市の教育は、実体験を基盤にして感受性を高め、実社会との関わりから深く考え、タブレットパソコンを片手に自分の考えをプレゼンできる生徒へと高めていきたいと考えています。そのために、山県市ならではの教育資源を活用した教材開発を今後も進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤裕章君。

○4番（加藤裕章君） 次の質問に移ります。

移住定住について質問をさせていただきます。先ほど、福井議員からも人口減少対策について御質問がありましたが、違った観点から私は質問させていただきます。

本年3月に、私たち清流会とPTA連合会有志の方々との意見交換を行った際に、移住定住を促すためにも市の魅力を発信してもらいたいという意見がありました。

その後、7月に清流会のメンバーで三重県いなべ市に視察研修に行きましたが、人口はここ10年、僅かに減っている状況であり、要因は、自然減が多い一方で、転入者、特にUターンの方が増えているとのことでした。市役所に併設した商業施設、にぎわいの森を整備して以降、ここ数年の間に一気に周辺施設がオープンしたようですが、カジュアル、おしゃれ、かわいいといったコンセプトを明確にした店舗を誘致したこと、外部人材については、18名の地域おこし協力隊、19名の地域活性化企業人を受け入れて取り組まれていることを伺いました。なお、地域活性化企業人とは、民間企業等の社員を受け入れて業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対して特別交付税措置を図る制度であります。人口規模や自然環境等は当市と似通っており、工夫次第で他市との差別化を図り、居住地として選ばれるまちづくりが可能であることを実感しました。

さて、当市の現状について見てみると、人口は、ここ数年、減少が著しい傾向にあります。先日の岐阜新聞によりますと、2020年の児童・生徒は、10年間で岐阜県全体では14.4%減少のところ、山県市は28.4%減少で、県内ワースト7位、また、十六総合研究所によると、2015年から2019年の5年間累計の転出入の男女差を見ると、岐阜県全体では、女性の転出超過が0.2%のところ、山県市は女性の転出超過が0.79%で県内ワースト3位とのことでした。

人口減少対策として、市民の転出を食い止めることと、市外からの移住者を増やすことを考える必要がありますが、今回は、移住者を増やすことについて考えてみたいと思います。

内閣府が令和2年11月に実施した東京圏在住者への調査によると、地方移住への関心の理由は、人口密度が低く、自然豊かな環境に魅力を感じたという点とともに、テレワークによって地方でも同様に働けると感じたためという回答が多く見られ、実際、この調査において、テレワーク経験者は、ワーク・ライフ・バランス、地方移住、仕事に対する意識が変化した割合が高いという傾向が示されているとのことでした。

実際に、今年の7月に仕事と余暇を楽しむワーケーションの実証実験が岐阜青年会議所主催により神崎地区で行われ、首都圏のIT企業の方2組、カップルとファミリーの方々ですが、参加されました。私もお手伝いをしながら、参加された方からの感想や意見を伺いましたが、都市部の方へのワーケーションのニーズはあるように感じました。

しかし、ワーケーションは、あくまでも山縣市を知ってもらい、魅力を感じてもらい入り口にすぎず、何度か訪れていただいたりしながら、その先に移住を検討されるのではないかと感じました。この取組が中日新聞に紹介されましたが、記事の中に2021年度の県外から県内への移住者1,696人のうち、山縣市には9人と少ない、県が東京都内に設置している移住相談窓口によると、円原川の美しさに移住の相談に訪れた人もいたが、仕事や住居が見つからず、近隣の自治体に移住したケースもあったとの掲載がありました。

住居を探す際には、空き家バンクの活用が考えられますが、現在、空き家バンクに登録してある物件を見てみると、売買件数が20件、賃貸物件が2件であります。最初から空き家を購入するとなるとハードルが高く、また、賃貸物件が少なく、移住相談に来られても、限られた物件の中からの選択では、断念される方がみえるのではないかと思います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、テレワークが新しい働き方、有効なツールとして広く認知され、活用が進んだことで、地方での暮らしに対する関心が一層高まっている機を捉えて、柔軟かつ効果的な対応を施していく必要があると考えます。

そこで、まちづくり・企業支援課長にお尋ねをします。

1点目、最近数年間の移住者数の推移はどのようでしょうか。

2点目、最近数年間の空き家バンクの利用状況について、利用登録者数はどのようか。また、賃貸、売買物件の成約数は。空き家バンクの相談件数はどのようでしょうか。

3点目に、お試し滞在住宅の利用状況はどのようでしょうか。

4点目に、移住施策の現状と今後の取組方針についてお尋ねをします。

○議長（石神 真君） 服部まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（服部裕司君） 御質問にお答えいたします。

御質問の1点目、過去、最近の数年間の移住者数の推移でございますが、過去3年間の移住者推移につきまして、令和元年度は33世帯100人、令和2年度は21世帯56人、令和3年度は36世帯95人となり、過去3年間の合計は90世帯251人、平均しまして年間30世帯83.7人となります。この集計は、まちづくり・企業支援課の施策事業で把握している集計となりますので、実際は、それ以上の転入があったかと思われております。

御質問の2点目の最近数年間の空き家バンクの利用状況でございますが、令和元年度からの空き家バンクの利用登録者数につきましては、令和元年度は47人、令和2年度は72人、令和3年度は55人となり、過去3年間の合計は174人、平均して年間58人の登録がございました。

賃貸、売買物件の成約数につきましては、空き家バンクに登録いただいている物件は、成約された件数としまして、令和元年度は12件、うち購入が7件と賃貸が5件の成約、令和2年度は13件、うち購入が6件と賃貸が7件の成約、令和3年度は12件、うち9件が購入で、賃貸が3件の成約となっております。過去3年間の合計は37件、うち購入は22件、賃貸は15件の成約で、平均しまして年間12.3件の成約実績となっております。この成約件数につきましては、不動産物件を介しての直接売買や個人売買等は含まれておりません。

空き家バンクの相談件数につきましては、空き家バンクの相談をお願いしておりますNPO法人山縣市総合ボランティアサポートセンターで受付しております。そこでの相談件数は、令和元年度の相談件数が354件、うち所有者からの相談が174件、空き家利活用希望者からの相談が180件、令和2年度の相談件数は510件、うち所有者からの相談が184件、空き家利活用希望者からの相談が326件、令和3年度の相談件数は462件、うち所有者からの相談が228件、空き家利活用希望者からの相談は234件となり、過去3年間の合計は1,326人、年間平均で442件、月平均で36.8人の相談がありました。

御質問の3点目、お試し滞在移住の利用状況につきましては、令和2年度からの事業を実施しております。7件、12人の利用者がありました。令和3年度は2件、5人の利用となりまして、平均して年間4件、8人の利用者に滞在いただきました。

御質問の4点目、移住施策の現状と今後の取組方針でございますが、今年度、継続事業といたしまして、空き家を利活用して転入される方につきましては、予算の範囲内ではございますが、空き家利活用補助金制度を利用していただけられるよう、空き家バンクの窓口やホームページなどを利用して周知を図ってまいります。

市内の空き家状況の調査といたしましては、平成27年度に市内全域調査を実施後、各地域を巡回して調査を行っております。今年は富岡地域の調査を行っているところで

ございます。対象空き家の把握が行えた場合には、所有者の状況により、空き家バンクへの登録を促しているところがございます。また、お試し滞在住宅の利用や移住定住アドバイザーの配置なども継続して行いまして、移住定住の周知を含めて交流人口を増やす取組を引き続き行ってまいります。

さらに、議員御発言のように、テレワークによる新しい働き方につきましては、様々な自治体や企業などで取組がなされているところで、柔軟かつ効果的な対応を行っていくべきであることと認識しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤裕章君。

○4番（加藤裕章君） 空き家バンクの利用登録者数、空き家利活用希望者からの相談件数は、年々増加しているとのことでありました。また、お試し滞在住宅の利用状況は、過去3年間を通して少ない状況であることが分かりました。

空き家を探してみえる方からの相談件数は増えている中で、紹介できる物件に限りがある現状では、断念せざるを得ない方がみえるのではないかと思います。このような現状を考えると、空き家バンクへの登録物件を増やす方策を考えていただきたいと思いません。登録を促す取組を行われているところかと思いますが、空き家バンクの存在を知らないという声も聞きます。所有者の方に直接働きかけるなど、より一層の努力をしていただきたいと思いません。

また、空き家所有者からの相談件数も年間200件前後とのことではありますが、老朽化が激しいと改修費用がかさみ、その分、家賃が高くなることや、家の中に仏壇が残っていると、取扱いの過程でトラブルになりかねないなどの懸念があるようです。このような課題を解決する手段の1つとして、例えば、郡上市では、空き家の改修から貸出しまでを仲介する事業を郡上八幡産業振興公社に委託して、市と公社が捻出した基金を元手にして空き家を改修し、入居者から持家に支払う賃料の一部を基金に戻していくという仕組みで、公社は、持ち主と賃貸契約を結び、契約期間内で空き家改修にかかった費用を回収できるように入居者との家賃を決めて運用しているとのことでもあります。このような事例も参考にさせていただきたいと思いません。

そこで、まちづくり・企業支援課長にお尋ねをします。

1点目に、空き家バンクへの登録を促すよう、より一層の働きかけをしていただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

2点目に、空き家の改修から貸出しまでを一体的に実施するような取組を考えてはいるかがかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に、移住を検討する際には、住むところとともに、仕事を考える必要がありますので、働き口の観点からの質問をいたします。

日本政策金融公庫総合研究所が2022年1月に行った移住創業に対する住民の意識調査によりますと、地方部への移住者を増やすために、都市部に比べて障害になっていることを見ると、最も多いのは働く場が少ないということでありました。これは、地方部が47.2%、うち過疎地域は67.3%とのことです。

また、岐阜県が設置した移住交流センター、名古屋窓口の方にお聞きしたところ、近年は20代から30代の方からの相談が多く、約6割とのことです。仕事に関しては、今までのスキルを生かして就職口を探される方と、新しく事業を始められる方の大きく2つのパターンがあるそうです。

当市のような農山村地域への移住の意義を考えると、単に人口増加という数の側面だけではなく、地域に新しい考え方や発想、スキルを持つ人材の参入といった質の側面から捉えることも必要だと感じます。地域資源を外部の視点で活用し、地域課題の解決や新たな価値の創造に結びつけることが地方創生には重要な視点だと思います。このような観点から、移住者が自ら働く場をつくり出す意義は大きいのではないかと思います。移住創業をサポートすることで生活の不安を解消し、これらの障害を補うことができれば、住みやすいまちとして新たな移住者を呼び込むことにもつながるのではないかと思います。多様な活動をされている移住者が多い地域には、移住者が移住者を呼び込む連鎖が起きているのではないかと感じます。

そこで、まちづくり・企業支援課長にお尋ねをします。

移住希望者への創業支援について、どのような取組を行っておられるのか、また、今後の方針についてお尋ねをします。

○議長（石神 真君） 服部まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（服部裕司君） 再質問にお答えします。

御質問の1点目、空き家バンクへの登録を促すよう、より一層の働きかけをしてはどうかということについてでございますが、現在は、4月に税務課から発送されます固定資産納税通知書に、住んでいない物件を空き家バンクに登録しませんかというチラシを同封し、空き家を所有している方々に空き家バンクの周知をさせていただき、併せて、市のホームページに山県市空き家情報登録制度、空き家バンクの御案内を掲載しております。

今後は、現在行っている啓発を進めながら、広報紙やイベントなどでPRを行えるよう検討してまいりたいと考えております。

御質問の2点目、空き家の改修から貸出しまでを一体的に実施するような取組を考え  
てはとの御提案でございますが、空き家の改修や、売買、賃貸につきましては、あくま  
でも所有者が決定されるものと思慮しておりますので、空き家バンク登録を前提とした  
改修やリフォームなどの御相談がある場合には、窓口でありますNPO法人山縣市ボラ  
ンティアサポートセンターの会員の中に改修等が行える事業者が在籍している点を利用  
しまして、アドバイスの範囲内で御紹介させていただいております。

議員御提案の一体的な取組につきましては、どのくらいの需要があるか把握できてお  
りませんが、窓口では、相続や所有者の不明土地の相談、賃貸中の土地売買などの様々  
な相談を承っておりますので、窓口の状況も考慮しながら、周辺自治体の動向を見定め  
てまいりたいと思います。

御質問の3点目、移住希望者の創業支援についてどのような取組を行っているかでご  
ざいますが、山縣市の移住定住促進事業は、山縣市に興味を持ってもらい、移住をして  
いただけるよう、市内の12の団体で構成する岐阜山県おんせえよお〜の協力により、空  
き家改修の講習会やオンライン空き家見学会、移住者交流会などの様々な事業に取り組  
んでおります。

雇用対策につきましては、主に山縣市商工会や社会労務士の資格を持ったメンバーな  
どが移住者及び移住希望者の相談に乗り、できる限りの情報交換を行って就労活動など  
のサポートを行ってまいります。

創業支援につきましては、山縣市の事業分布状況などを説明したり、山縣市商工会が  
主催する創業塾や、国や県の各種補助制度の紹介を行っていたりします。

また、今後の方針につきましては、移住者及び移住希望者のみならず、就労や雇用、  
創業支援など、必要であると認識しておりますので、引き続き、岐阜山県おんせえよお  
〜の協力や、ハローワークなどの情報を共有して事業を推進してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤裕章君。

○4番（加藤裕章君） 移住希望者の住まいと仕事に対する支援について御回答いただき  
ました。市の担当課、NPO法人総合ボランティアサポートセンター、岐阜山県おんせ  
えよお〜、移住定住アドバイザー、商工会などがそれぞれの役割を担って取り組んでい  
るとのことでありました。今後もお互いに連携して、空き家バンクの登録促進や移住希  
望者に寄り添い、親身になって対応していかれるような体制づくりに努めていただきた  
いと思います。

再々質問を副市長にします。



これまで住まいと仕事に対する様々な支援策に取り組んでこられ、一定の成果があったかもしれませんが、人口減少が著しい現状であります。人口減少がますます進むと、受皿となる地域の課題は多様化、複雑化し、移住希望者は、働き方の多様性が広がる中で、多様なニーズに対応できる人材が必要になってきます。このような状況の中で、これまでの取組を継続し、さらに充実させながらも、外部人材の活用も考えられてはいかがかと思います。さきに紹介したいいなべ市の事例のように、地域おこし協力隊や地域活性化企業人、ほかにも様々な国による人材支援の制度を活用し、取り組まれてはいかがかと思います。

地域おこし協力隊については、いなべ市をはじめ、全国的にもこの制度を活用して、大変優秀で多様な若者が活躍している事例が見られます。このような地域は、協力隊員が数多くの失敗や成功、試行錯誤を繰り返しながら、徐々に形をつくっていくというチャレンジしやすい環境にあるのではないかとも思われます。市内の各地域で、こういう人材が欲しいといったニーズや、各課の事業を進める上で必要な人材などを調査し、地域の課題解決をしながら、移住してもらえる人材を幅広く募集されてはいかがかと思います。

そこで、お尋ねをします。

地域おこし協力隊や地域活性化企業人など、国による様々な人材支援制度を活用して移住支援に取り組まれてはいかがかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（石神 真君） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司君） 再々質問にお答えいたします。

まず、移住に関する現在の私の認識でございますが、担当課を含め、岐阜山県おんせえよお～やNPO法人山縣市ボランティアサポートセンターなど、関係団体の方々は、とても移住サポート等に御尽力いただいているものと考えております。こうした移住等の成果は、必ずしも短期で現れるとは限りませんので、引き続き御尽力をいただければ幸いかと感じられるというところでございます。

お尋ねの国による様々な人材支援制度を活用した移住支援につきましては、結論から申し上げれば、私も議員御提案のように活用してまいりたいと考えておるところでございます。

また、チャレンジしやすい環境づくりという考え方につきましても、非常に重要な着眼点だと私も認識いたしているところでございます。

国による人材支援としまして、地域おこし協力隊以外にも、議員御発言の地域活性化起業人、これは説明ありましたが、3大都市圏に本社がある企業に在席のまま、こちら

のほうへお越しいただくというものでございますが、こうしたもののほかに、お話ありましたふるさとワーキングホリデーなども視野に入れまして、今後とも多様なチャネルによる受入れ窓口を広げ続けてまいりたいとは考えております。

なお、現在も国による様々な人材支援制度において、その受入れを無論、閉鎖しているというわけではございません。ただ、積極的に発信し、関わっているかと言われると、少人数の市職員が片手間で携わっているのが実情でございまして、胸を張ってそうであるとは言えない状況にあるのも事実でございます。また、そうした体制が、移住等を考えておられる方には肌感覚で伝わってしまうものだという事も認識いたしておるところでございます。

そこで、実は、私は、多様な情報を一元化していける、これも国の支援制度ですが、地域プロジェクトマネジャーというものに興味を持っております。ただ、これにつきましても地域活性化企業人と同様でございまして、山縣市を希望していただける方がいなければ、実現しないという実態はございます。これは、来年度以降とは考えておりますが、こうしたキーパーソンともなり得る方の呼び込みにも力を入れてまいりたいと考えております。こうした方々を中心に、移住者の受入れを希望、または、移住者の受入れに寛容な地域ですとか、職種の情報を一元化し、移住を視野に入れた方々との適正なマッチング、伴走型支援を目指した、いわゆる移住コンシェルジュ機能等の強化も今後、研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 以上で加藤裕章君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

午前11時41分休憩

午前11時42分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 3番 郷 明夫君。

○7番（郷 明夫君） 議長から質問の許可を得ましたので、通告のとおり、小規模土地開発事業の開発指導について質問してまいります。

本市の土地開発事業指導要綱については、平成15年4月1日に公示され、その後、平成24年、平成29年、令和4年と改正されてきています。その指導要綱では、適用範囲を1,000平方メートル以上の土地開発事業と、その他市長が認める土地開発事業と定めています。

要綱を適用しない土地開発事業として、国、地方公共団体、その他これらに類する団体が施行するもの、都市計画法に規定する市街地開発事業、都市計画法に規定する公益上必要な建築物の用に供するもの、土地改良法に規定する土地開発事業、非常災害のために必要な応急措置のものなどが挙げられます。

土地開発事業者には事前協議、開発協議が必要となり、地元関係者への周知等も求められています。市長は必要に応じて、事業者や工事施行者に、土地開発事業が適正に施行されるよう、指導または勧告をすることとなっています。また、場合によっては、必要な資料の提出を求め、関係職員による工事施行状況を調査することになっています。

なお、平成30年4月1日からは、山縣市土地開発指導要綱の適用範囲の特例が設けられ、開発区域の面積が当分の間、1,000平方メートル以上のものを、3,000平方メートル以上の土地開発事業に適用されることになったところです。

土地開発事業指導要綱が適用される開発事業が有する長所として、1、土地開発要綱に規定する擁壁、用排水路、道路等の構造物が構造計算をクリアした安心・安全で統一された構造物となること、2番目に、開発事業の地元説明会の開催などを通じて、地元の理解、協力が得やすいこととなること、3番目に、建設課、農林畜産課、市民環境課、水道課等の市役所職員間での情報共有、連携による適正な指導が期待されること、4番目に、さらに、開発行為により市に帰属することとなる公共施設の維持管理が容易となることなどが挙げられます。

一方、土地開発事業指導要綱が適用されない3,000平方メートル未満の小規模土地開発事業については、農地法、道路法、河川法などの法律に基づく個別な各課による開発指導を受けることとなります。

しかしながら、各課の担当者による裁量による指導では、開発の許可基準に相違が発生するおそれが多いことが予測されます。実際、宅地開発に伴う隣地界に設置する擁壁が、耐久性に優れる現場打ちコンクリート擁壁のところがあったり、将来的に倒壊や傾きが発生しやすいブロック積みであったりと、ばらばらな状況となっています。

特に、農業用排水路に接する宅地開発では、コンクリート擁壁と平場のコンクリート張りが原則とすべきと考えますが、現状は、擁壁がブロック積みであったり、用排水路に接する部分が、その平場がコンクリートの施工がされないなど、現状はまちまちな構造となっています。

また、石田川沿いの土地開発では、市道に面して農地が埋め立てられ、駐車場及びプレハブの建物が3戸ほど建てられている状況ですが、市道沿いに必要な道路排水溝も設置されていない状況にあります。本来は、道路自費工事承認申請を行い、道路側溝を土

地開発事業者が整備すべき事案と考えます。

そこで、理事兼建設課長に、このような市の土地開発事業指導要綱が適用されない小規模土地開発事業に対する開発指導について、どのように対応されていく方針なのかについてお尋ねをいたします。

○議長（石神 真君） 大熊理事兼建設課長。

○理事兼建設課長（大熊健史君） 御質問にお答えします。

土地利用に関する法律、条例、規則、要綱などについては、農地、森林、都市計画、土木建築など多岐にわたります。それぞれ、その趣旨や目的、適用条件などが定められておりますが、適用面積や区域に該当しない小規模な土地開発が多数存在することから、細かな単体規制などは事案ごと、個別対応をしております。

議員御指摘のとおり、道路や河川、法定外公共物に関する占用や埋め戻し工事などが無断で行われた場合、適切な指導が行き届かないことから、本来の保有すべき機能が果たせなくなるなど悪影響が及ぼされることが懸念されます。このような中、建設課においては、農地転用申請や建築確認手続など、現地着手前の庁内情報の共有や市民等からの情報により指導、対応しているところでございます。

しかしながら、本来、道路工事施行承認申請や道水路占用許可申請などの諸手続は、事前に行うものであることを御理解いただくことが重要であるというふうに考えているため、広報紙への掲載などにより、事業者や工事施工者への周知啓発に努め、今後も他課との情報共有を強化し、効率的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 郷 明夫君。

○7番（郷 明夫君） 小規模土地開発事業の指導に関し、再質問をいたします。

前回、6月議会で、法定外公共物の管理について、現場状況を調査するためには、市職員自身による定期的な現場パトロールが必要でないかとお尋ねしたところ、各課連携による情報を共有していることから、パトロールは不要との回答でありました。

しかしながら、小規模な土地開発事業では、指導要綱によらないものについて、土地造成などの初期の段階で、個別法に基づき指導することが肝要であります。そのためには、早期の段階でパトロールを実施すべきと考えます。

理事兼建設課長に、早期の段階での事案発見につながるパトロールの実施に対する認識を再質問として伺います。

○議長（石神 真君） 大熊理事兼建設課長。

○理事兼建設課長（大熊健史君） 再質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、事業者や工事施工者への周知啓発のみでは十分に行き届かないという懸念がございます。そのような事案に対処するためにも、パトロールの検討のほか、様々な機会を捉え、指導していくことが必要であるというふうに認識しております。

例えば、境界確認などの現地立会いの機会に、周辺にも目配りをするることによって、土地改変などの初期の段階で個別法に基づき、適切な指導などの実施に努めてまいりたいと考えております。

あわせて、コミュニティーや市民の方々からの情報提供を基にした対応、また、他課との情報共有を強化して、効率的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 郷 明夫君。

○7番（郷 明夫君） 次に、児童公園の整備について質問してまいります。

私の住む高富地区には、北町児童公園、本町一丁目児童公園、天王児童公園、共和町いこい広場などの公園があります。そのうち、児童公園は小学校などから帰宅し、気軽にみんなと遊ぶ公園として多くの小学生とともに、幼児の利用も多い公園となっています。

児童公園は、都市計画法に基づく都市公園では、街区公園と呼ばれる種類に該当し、誘致距離250メートルを範囲とし、1か所当たりの面積も0.25ヘクタールを標準として配置される公園であります。これらの公園の維持管理については、最近、市による遊具の再塗装が行われ、きれいになりました。また、地域の市民の皆様方の清掃、雑草撤去、藤棚の剪定、パンジーなどの植栽による御協力を得て、公園では清潔できれいな環境が確保されています。

ところで、最近気になることは、遊具のジャングルジムが撤去されていたり、子供の大好きなブランコ、滑り台、砂場の3種類が利用しにくい状況にあるということです。

例えば、北町児童公園では、ブランコの腰かけとともに、チェーンが上部の指示金棒に巻き付けられて利用できないという状況になっています。

また、本町一丁目の児童公園の滑り台は、ステンレスの滑り面が凸凹で滑りにくい状況となっていたり、幼児を見守る保護者が利用するベンチがない状況となっています。

須佐之男神社の境内にある天王児童公園についても、木製ベンチの老朽化が進んでいる状況であります。

そのような中、近隣の本巢市では、新しく大型複合遊具を備えた公園が整備されてきており、既存の公園についても遊具の整備が図られています。

瑞穂市についても、本年4月1日にオープンした3万平方メートルの命名権を付与した大規模児童公園をはじめ、各児童公園についても複合遊具の整備を中心とした事業が進展している状況です。

子育てを主要施策としている本市では、近隣の他市と比べ、これら本市の児童公園の現状は、物足りない状況となっています。

そこで、児童公園を所管する理事兼建設課長に、1点目、児童公園整備に関する方針、2点目、維持管理方針についてお尋ねをいたします。

○議長（石神 真君） 大熊理事兼建設課長。

○理事兼建設課長（大熊健史君） 御質問にお答えします。

公園は、市民が身近に楽しめる多様なレクリエーションや人との触れ合いの場であり、様々なコミュニティーの形成や、一時避難場所になるなど地域防災の役割も担っております。

建設課において管理している公園は、大小合わせて50施設であり、そのうち、遊具が設置されている公園は32施設、ベンチ等も含めた遊具数は242か所です。このような中、遊具の保守点検については、専門業者への委託や、一部、市民ボランティアの皆様の御協力により管理しております。

議員から御指摘のありました北町児童公園のブランコ遊具については、今年度の点検の結果、修理が必要と判断されたものであり、修理が完了するまで施設利用者に御不便をおかけしておりますが、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。

御質問の1点目、児童公園整備に関する方針についてでございますが、地域の特長や市民のニーズを踏まえた公園や広場の整備に努めており、今後も少子高齢化が進む中、様々な年代の方に利活用され、遊びや健康増進、コミュニティー形成などの手助けの場となるよう整備してまいりたいと考えております。

御質問の2点目、維持管理方針についてでございますが、公園施設を安全に利活用いただくことを第一とし、遊具等の点検、その後の対応を適切に行うこと、また、自治会をはじめとする各種団体による清掃活動などへの御協力をいただくなど、地域と連携しつつ、気持ちよく利用いただけるよう、効率的な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 以上で郷 明夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩に入ります。議場の時計で13時より再開をいたします。

午前11時59分休憩

午後 1 時00分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 4 番 奥田真也君。

○2 番（奥田真也君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。奥田真也でございます。私からは、3 点質問をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

それでは、まず 1 点目、岐阜県自転車条例について、理事兼総務課長にお伺いをいたします。

岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が令和 4 年 4 月 1 日に施行されました。これは、主たる原因者が自転車運転者である交通事故が、岐阜県において令和元年に 71 件、令和 2 年には 92 件と増加傾向にあり、また、加害者となった場合に高額賠償事例が発生していることから、この条例を制定したとのこと。

高額賠償について、現時点での最高額は、自転車を運転していた小学生が、夜間、帰宅中に歩いていた女性と正面衝突し、女性が頭蓋骨骨折などの障がいを負い、意識が戻らなくなった例があり、これについては 9,521 万円の支払い命令が出ています。

また、男性が昼間、自転車を運転中に赤信号を無視して交差点を直進し、青信号で横断歩道を歩行中の女性に衝突、女性は脳挫傷等で 5 日後に死亡した例については、4,746 万円の支払い命令が出ています。

このように高額賠償に備えることを踏まえ、自転車保険の加入義務化と、ヘルメット着用努力義務が令和 4 年 10 月 1 日より施行されます。

この岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例、通称、岐阜県自転車条例を市民の皆さんはどの程度御存じなのでしょうか。

また、来月 10 月 1 日より施行される自転車保険の加入義務化、ヘルメット着用努力義務、これについては施行日まで日にちがありません。

私も過日、岐阜県のホームページを確認しながら、自転車損害賠償責任保険等の取扱い事業者に伺い、加入手続をしましたが、この条例を知らない市民の皆様はまだ多いのではないのでしょうか。

そこで、理事兼総務課長にお伺いをいたします。

岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例、通称、岐阜県自転車条例について、市民への周知をどのようにされるのか、理事兼総務課長のお考えをお聞かせください。よろしく願いをいたします。

○議長（石神 真君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の市民への周知についてでございますが、本年4月1日の条例施行日以降、山県市では、5月号、7月号の市広報紙に条例の概要を掲載いたしました。また、庁舎内には、来庁される市民の皆様の目に留まるように、自転車保険の加入義務化とヘルメット着用の努力義務についてのポスターを掲示し、周知を行っているところでございます。

この後、10月1日に施行されます部分の自転車保険の加入義務化等については、市のホームページにも掲載いたしております。

さらに、本年10月号の広報紙には、改めて条例の内容等を掲載するとともに、市の自治会連合会の会議で紹介いたしたり、交通安全教室や交通安全運動を通じてチラシを配付するなどして、一層の周知を図ってまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） 理事兼総務課長から御答弁いただきました。10月号の広報紙や自治会連合会、交通安全教室や交通安全運動を通じて周知を図っていただけることにより、自転車を安心・安全に運転していただけるものと思いますので、今後ともよろしく願いをいたします。

さて、自転車運転手による事故が、岐阜県において令和元年には71件、令和2年には92件発生していると先ほど述べさせていただきました。岐阜県が作成したチラシには、今までで最高額の高額損害賠償の事例が掲載されています。ヘルメットにおいても同様に、ヘルメット着用状況別の致死率の比較がされており、着用が必要であると感じるところです。

しかし、自転車には免許がないことにより、気軽に乗れるということからも、自転車保険の加入義務化、ヘルメット着用努力義務というものに縁遠い印象を持ってしまう市民も多いのではないかと思います。

そこで、理事兼総務課長に再質問を2点いたします。

1点目、自転車運転手による事故が、岐阜県において令和元年には71件、令和2年には92件発生しているとのことですが、山県市内において、このような事故はあったのかどうか。

2点目、チラシの問合せ先が岐阜県環境生活部県民生活課となっておりますが、山県市においても問合せの対応が可能となるのか。



以上2点について、理事兼総務課長のお考えをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（石神 真君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 再質問にお答えします。

まず、1点目の山県市内における、主たる原因者が自転車運転手による事故の件数についてでございますが、令和元年には1件、令和2年に1件、令和3年には3件が発生しております。いずれも車との出会い頭事故と聞いております。

2点目の山県市においても問合せの対応が可能なのかということですが、問合せの内容にもよりますけれども、岐阜県のホームページを参考にして、総務課の生活安全係で対応しようと考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） 山県市においても自転車運転手による事故が発生しているとのこと、身近な場所でも発生していることを市民の皆さんにもお知らせをしながら、岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例、いわゆる岐阜県自転車条例について、市民が等しく知り、自転車を安心・安全に活用いただけるよう、今後も周知のほうをしっかりとよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

高齢者の健康長寿について、健康介護課長にお伺いをいたします。

少子高齢社会の中、高齢者の皆さんには、何より健康にて過ごしていただくことが重要だと思います。山県市においては、他市と比べてもフレイル予防について、早くから広報やまがたなどにおいて周知を図っていただいているところです。

フレイルとは、老いの坂道の間中点と言われます。同世代の中でも、自立して、はつらつと生活している人もいれば、介護が必要になり、寝たきりの生活をしている人もいます。老いの坂道をゆっくりと下り、健康をキープするには、中間点であるこのフレイルをいかにして過ごしていくかが重要となってきます。

8月22日の岐阜新聞にて、東京大学の橋本英樹教授の研究チームがフレイルについてまとめています。それによると、2016年には、国内のフレイルの患者が413万4,391人であったものが、2043年には523万6,266人と、110万1,875人も増加していくと予想されています。医療費や介護費用の増加が心配されるところです。

フレイル対策としては、東京大学の飯島勝矢教授が5つ挙げています。

1つ目は、運動です。日常生活や運動で、適度に有酸素運動や筋トレを実施し、筋肉

をキープして、体を元気に保つこと。

2つ目は、栄養です。高齢になると食が細くなり、食事量が減ることによる体重減少を防ぐため、食習慣を意識すること。

3つ目は、口腔ケアです。口の筋力低下で軟らかいものばかり食べてしまう口腔機能低下を防ぐために、口の筋肉を鍛えること。

4つ目は、社会参加です。人とのつながりが希薄になりがちになることから、人とのつながりを大切にすること。

5つ目は、精神・心理です。心の不安がフレイルを加速させてしまうことから、頭と心を元気にする生活術。

これらを予防するには、地域のコミュニティーも大事だと思いますが、行政としての何かしらのフォローは必要となるのではないのでしょうか。

そこで、健康介護課長にお伺いをいたします。

高齢者の健康長寿やフレイル予防対策について、今現在取り組んでみえる事業や、推進していることなどを教えていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（石神 真君） 森健康介護課長。

○健康介護課長（森 正和君） 御質問にお答えします。

山県市のフレイル予防は、県内市町村の先駆けとして、平成29年度から実施しております。平成29年度から令和元年度は、岐阜県後期高齢者医療広域連合の補助を活用し、高齢者の通いの場としているいこいの広場に積極的に関わり、管理栄養士による食への意識と食の大切さを理解していただき、また、保健師による日常生活に適度な運動を取り入れる必要性を理解していただきました。

令和2年度からも岐阜県後期高齢者医療広域連合の補助を活用し、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施という観点から、保健師が事業の全体を把握しながら、高齢者に対する個別的支援として、後期高齢者健診などのデータから、低栄養や重症化予防の対象者を洗い出し、直接訪問をし、生活改善を促しております。

また、通いの場等への積極的な関与等として、いこいの広場や高齢者サロン、老人クラブなどにおいて、保健師や管理栄養士、理学療法士が体力測定や健康相談など、状態に応じた支援を実施しております。

本年度におきましても、昨年度に引き続き、フレイル予防の大切さを理解していただくよう事業展開してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） 健康介護課長より御答弁をいただきました。フレイル予防の大切さを理解していただける事業展開をしていただけるとのこと。これこそが、高齢者が生き生きと楽しく生活する一助となると思いますので、今後とも推進のほど、よろしくお願いをいたします。

さて、三重県においては、健康運動を楽しみながら、身体の機能を高め、心身の活力を高める公園を整備しています。健康運動や身体の機能を高めるものとして、公園内に設置する懸垂器具、腕力器具、腹筋ベンチ、背伸ばしベンチなどがあり、散歩しながら、この公園にて健康運動をし、一緒に運動するメンバーで会話を楽しむことができれば、先ほども述べさせていただきました、フレイル予防となる運動、社会参加、精神・心理にもつながることとなり、皆さんが笑顔で長寿を目指すことにもつながるのではないのでしょうか。

また、市内において、高齢者の憩いの場としてフリースペースが開設されたとも聞いております。これもフレイル予防の1つとなると思います。

そこで、再質問を健康介護課長にお伺いいたします。

公園の利活用を含め、高齢者向けの健康器具を設置し、散歩コースの中に、その公園を入れることにより、公園にて地域のコミュニティーが活性化され、フレイル予防にもつながると思います。また、憩いの場となるフリースペースなどを周知してはどうかと思います。健康介護課長のお考えをお聞かせください。よろしくお願いをいたします。

○議長（石神 真君） 森健康介護課長。

○健康介護課長（森 正和君） 再質問にお答えします。

議員御発言のとおり、散歩も取り入れ、体を動かし、会話なども楽しむことにつきましてもフレイル予防の一環だと考えます。室内だけでフレイル予防をするのではなく、近くにある公園などに出かけ、楽しむという点では、運動や心のフレイル予防にもつながり、有意義なものだと考えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） 健康介護課長より、公園などを利活用することは、フレイル予防にもつながり、有意義なものだと答弁をいただきました。新型コロナウイルス感染症の影響により、人と会うことが減ったとの声が多く聞かれます。公園などを活用したコミュニティーというのもフレイル予防の一助となっていくものと考えます。

公園にて健康器具を設置してはどうかということを再質問にてお伺いいたしましたが、県産材を使えば、温かみもあり、親しみやすいものになるのではないかと思います。

そこで、再々質問を理事兼建設課長にお伺いいたします。

子供も高齢者も楽しめる公園の整備というものは可能かどうか。また、県産材を使った健康器具についての御見解を理事兼建設課長にお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（石神 真君） 大熊理事兼建設課長。

○理事兼建設課長（大熊健史君） 再々質問にお答えします。

市内の公園においては、7つの大人向け屋外健康器具が設置されており、僅かではありますが、市民の健康増進に寄与しているかと考えております。議員御指摘のとおり、今後も少子高齢化が進んでいく中、公園施設の間や設備が様々な年代の方に利活用され、健康増進やコミュニティーの形成などの手助けとなるよう、他の課と連携を取りながら、県産材の利用も含め、取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 奥田真也君、質問を変えてください。

○2番（奥田真也君） 理事兼建設課長より、市内の公園において7つの健康器具が設置されているとの答弁をいただきました。今後もさらに公園にて健康器具が増え、フレイル予防の一助となることを期待します。子育て日本一の山口市ではありますが、ぜひ高齢者の暮らしも日本一となるよう期待し、次の質問に移ります。

それでは、次は、職員の暑さ対策について、理事兼総務課長にお伺いいたします。

ここ数年、日本においては、夏になると、猛暑、酷暑と連日、テレビやラジオ、新聞などにおいて報道されています。この猛暑や酷暑については、暑さ指数を基にしていることとなり、これは、気温、湿度、日射、輻射により計算されますが、気温が同じでも、湿度が高いほうが熱中症の危険は高まると言われています。

環境省は、熱中症予防情報サイトを立ち上げており、それにより熱中症警戒アラートがどこで発表されているかを確認することができます。この熱中症警戒アラートが発表されると、不要不急の外出は避け、昼夜を問わずエアコン等を使用する、高齢者、子供、障がい者等に対して、周囲の方々から声かけをする、身の回りの暑さ指数、WBGTを確認し、行動の目安とする、エアコン等が設置されていない屋内外での運動は原則中止または延期する、喉が渇く前に小まめに水分補給するなど、ふだん以上の熱中症予防を実践するとされています。

私もよく自転車にて市内全域を走っておりますが、年々暑さが増していると感じています。職員の皆さんにおいても、熱中症警戒アラートが発表されていたとしても、それに関係なく、外での作業などをしなければいけない場面があると思います。今後もこの

暑さは毎年続いていくことが予想され、しっかりとした暑さ対策が必要なのではないでしょうか。

そこで、理事兼総務課長にお伺いいたします。

この夏の暑い中、外にて作業をしている職員に対しての暑さ対策について、それぞれの課においてどのような対応をされているのか、理事兼総務課長にお伺いいたします。

よろしく願いをいたします。

○議長（石神 真君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、今年の夏は記録的な暑さとなり、環境省によりますと、6月下旬の気温が観測史上第1位となる高温であったと発表がありました。

また、熱中症警戒アラートも6月下旬から連日発表があることから、全国的に熱中症の危険度が増しているという状況になっております。

そのような中、やむを得ず職員が屋外で作業をしなければならない場合には、熱中症等にならないよう、十分な水分補給、小まめな休憩、直射日光を防ぐ帽子の着用など、対策を取るよう指示しておるところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） 理事兼総務課長より、いろいろな対策を取るよう指導していただいていると答弁がありました。

さて、日本にはないのですが、中国においては、高温手当と防暑降温費という手当があるそうです。高温手当は、35度以上の高温の気候下で屋外作業に従事する場合、高温手当を支給するものであり、防暑降温費は、酷暑をしのぐための福利厚生費とのことです。

そこで、再質問を副市長にお伺いいたします。

今後も続くであろう猛暑、酷暑に対し、厳しいとは思いますが、高温手当のような高温の気候下での屋外作業をする職員に支給することはできないか。また、できない場合であります。ファンがついた空調服など、暑さ対策となる備品を購入し、山州市のロゴを入れた形で支給することにより、職員の業務効率の向上や、熱中症の予防対策にもつながると考えますが、副市長のお考えをお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（石神 真君） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

まずもって、市職員の公務能率に加え、健康にまで御心配いただいていることに関しまして感謝申し上げます。

議員御提案の高温下で屋外作業をする職員へ高温手当などの支給につきましては、地方自治法第204条第2項の特殊勤務手当に当たるものと考えられ、同条第3項の規定により条例で定める必要がございます。

ちなみに、国の場合ですと、一般職の職員の給与に関する法律第13条第2項というものに基づきまして、人事院規則にて、爆発物取扱等作業手当ですとか、放射線取扱手当ですとか、異常圧力内作業手当、極地観測等手当など、27の特殊勤務手当が定められております。

議員御提案の高温下で屋外作業することについては、その危険度等は、これらの国の作業と比較すると低いものであるというふうに考えられます。

山県市の条例では、現在、特殊勤務手当を定めてはおりませんが、災害等、発生した場合には、高温下での屋外作業よりも著しく危険、不快、不健康、または困難な勤務、その他の著しい特殊な勤務が発生し得る場合はございます。そうしたバランスからも、議員御提案のような手当の創設というのは、現時点ではちょっと考えてはおりません。

また、現在の山県市では、夏場の屋外作業を専らの職務としている職員はおりませんので、ファンのついた作業着を支給するというのも現段階では考えてはおりません。ただし、基本的には個人が所有しているものを使用するのを禁止することはないようにしたいとは考えております。

議員御提案のように、職員の安全性確保と職務の効率性確保というのは、重要な着眼点であると考えておりますので、今後とも高温下での屋外作業における注意点を十分に啓発指導していくとともに、時勢を見極めながら柔軟かつ迅速に対応してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） 副市長より御答弁のほうをいただきました。職員の皆さんは、市にとって大事な人材であり、財産でもあります。熱中症などで倒れてしまつては、行政サービスの低下を招くと同時に、業務の停滞にもつながると思います。ぜひ、暑さに対しても職員の働きやすさを今後も考えていただきたいことをお伝えし、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石神 真君） 以上で奥田真也君の一般質問を終わります。

通告順位5番 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） それでは、議長より御指名いただきましたので、2点、質問をさせていただきます。

まず1点目、自転車の安全で適正な利用の促進について、県自転車条例が本年4月1日に制定され、既に一部が施行されております。自転車の利用者に定期的な点検や整備、反射器材等の装着といった事故防止の対策を促す内容となっております。

そこで注目すべき点は、4月1日から6か月間の周知期間を設け、自転車保険加入の義務化、これ、相手に対する自転車損害賠償保険なんですが、身を守るヘルメット着用の努力義務、この2点が、来月、10月1日から施行されるということです。

この条例は、自転車利用者だけでなく、保護者や学校の長、事業者、市町村の責務や役割を明確にし、相互に連携して安全利用を促すものであります。利用者や保護者に自転車保険加入を義務づけたほか、ヘルメットの着用や、定期的な点検、整備などの交通事故防止対策が努力義務として盛り込まれています。

健康増進につながることや環境に優しい交通手段として、身近で手軽な乗り物として多目的な用途として、多くの人々が利用する自転車の普及台数は全国で約7,200万台で、自動車の台数にほぼ匹敵するほど多く所有をされています。そのため、歩行者や他の自転車を巻きこんだ事故は一向に減ることはないということです。

そこで、万一の事態への備えが必要であります。自転車は、子供から高齢者まで幅広い層が利用し、小学生から高校生まででは、ほぼ1人に1台は所有されており、利用頻度も高いと考えられます。そうしたことから、事故を起こした自転車運転者の約4割が20歳未満であることから、自転車保険の加入の必要性が求められています。主たる原因者が自転車運転者で、未成年の事故については親が賠償責任を負うということになります。

自転車に関わる事故は、全国的に総数こそ減少しているものの、自転車対歩行者に限ると、年間約2,500件で横ばいが続いています。近年は、歩行中の女性をはねて重傷を負わせた小学生の親に、裁判所が約9,500万円の支払いを命じるなど、高額賠償の判決が相次いでいます。

ところが、保険への加入は十分に進んでいないのが現状であり、17年に歩行者が死亡または重傷を負った自転車事故のうち、保険に加入していた加害者は6割にとどまっています。保険に未加入だったために、高額の賠償金を払えなければ、被害者は十分な補償を受けられず、泣き寝入りするしかありません。このため、県自転車条例では、自転車保険加入は、通学や通勤以外にも自転車を利用する全ての人々が対象になります。

そこで、市民の皆さんへの周知は、今、お聞きをしましたので、6か月間の周知期間

があった10月1日施行の自転車保険加入の義務化とヘルメット着用の努力義務について、理事兼総務課長と学校教育課長にお聞きをします。

1点目に、市職員への対応はどのようなか。

2点目に、学校の対応についてはどのようなか。

以上、2点お尋ねをします。

○議長（石神 真君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の職員への対応ということですが、奥田議員の質問にもお答えしたとおり、市民への啓発と同様、庁舎内へのポスターの掲示や、市の広報紙への掲載、ホームページでの啓発を行ってきたところでございます。

今回、御質問をいただき、改めて職員の認識について、グループウェアを利用し、職員にアンケート調査をいたしましたところ、234人の職員から回答がございました。令和4年4月1日に岐阜県の自転車条例が施行されたことを知っていた者が約8割、80%、10月1日からヘルメットの着用努力義務について知っていた者、同じように、岐阜県の自転車の損害賠償責任保険の加入の義務化について知っていた者が約60%でございます。自転車条例が制定されたことについて認識があった職員が8割、その内容について認識している職員は6割程度と、結果的に低い結果でございました。

以上のことから、自転車条例の理念や義務化された内容等について、引き続き周知に努めてまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 森川学校教育課長。

○学校教育課長（森川勝介君） 御質問にお答えします。

自転車保険加入の義務化とヘルメット着用の努力義務に対する学校の対応についてでございますが、教育委員会としましては、5月13日付の文章で、全小中学校宛てに、岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例、これの周知とともに、学校長の努力義務として、児童・生徒に対する自転車利用に関する安全教育の実施及び自転車通学者に対して、自転車損害賠償責任保険等への加入の確認、この2点を指示いたしました。

各学校では、5月のPTA総会等において県条例について説明をし、併せて学校長が許可している自転車通学者の保険加入状況について調査をしております。年度当初の保険加入状況は約56%でした。また、6月には啓発チラシを保護者に配付したり、山県警察署の交通安全課の方を講師に招き、安全教育を実施したりしております。



なお、ヘルメットの着用につきましては、小学校入学時に、市より全員にヘルメットを支給し、保護者や地域の方の指導により着用が習慣化され、中学生についても着用の必要性を理解できていると捉えております。

教育委員会としましては、9月に再度、保険加入状況を確認したところ、加入状況は約89%に増加しておりました。10月1日より施行されます保険加入の義務化を契機に、学校長には保護者への文書による保険加入を依頼するとともに、2学期中の個人懇談等で保険加入の必要性について相談するよう指導いたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） 職員の皆様につきましては、引き続き、県自転車条例の改正の周知をお願いしたいと思います。

また、ヘルメットの着用についても、原付バイクにヘルメットの着用が義務づけられたように、今後、自転車においてもヘルメットの着用が自然なものになるのではないかと考えます。

自転車ヘルメットの着用について、県警交通企画課によると、県内では、過去5年間を見ると、自転車の交通事故、死者の半数以上が、頭部に致命傷を負っていると言います。年齢別で見ると、高校生に当たる16歳が最も事故が多いということです。その意味からも、市内には、山県高校に自転車通学をされている学生や、市外の高校通学にも多く利用されていますので、自転車損害賠償責任保険等の加入も併せて周知をお願いしたいと思います。ともかく、山県市からは悲惨な自転車事故による被害者も加害者も出さないという、この1点に尽きると思います。

しかし、山県警察署で確認をさせていただきましたが、山県署管内での3年間で、自転車に関連した交通事故は、令和元年が3件、令和2年が2件、令和3年が7件でした。そのうち主たる原因者が自転車運転者、要は加害者であった件数が、先ほど奥田議員の答弁にもあったように、令和元年が1件、令和2年が1件、令和3年が3件でした。しかも、驚きましたが、その令和元年の1件は小学生、令和2年の1件は中学生、令和3年の3件のうち、2件が小学生だったということも確認をしました。要するに、市内においてこの3年間の自転車事故で主たる原因者が自転車運転者、加害者だったという件数は、ほぼ小中学生によるものだということになります。

そこで、学校教育課長にお聞きします。

先ほどの答弁で、学校長が許可している自転車通学者とありましたが、どのような生徒が対象なのか。また、学校長が許可している人数についてお聞きします。

○議長（石神 真君） 森川学校教育課長。

○学校教育課長（森川勝介君） 再質問にお答えします。

現在、自転車通学の許可につきましては、高富中学校では、自宅からの距離がおおむね2キロ以上の者、167名を許可しております。伊自良中学校では、コロナ感染拡大防止や熱中症予防対策を踏まえて、令和2年度より自転車通学を希望する生徒45名を許可しております。美山中学校では、富波の佐野地区5名を許可しております。

また、休日の部活動の自転車利用は、希望者全員を認めております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） 今後の生徒の自転車利用者の掌握は重要なことですので、よろしくお願ひしたいと思ひますが、最後に、学校教育課長にお聞きをします。

県自転車条例において、自転車損害賠償保険加入については義務化といった重い内容となっています。10月1日の県自転車条例施行日から保険加入をしていないと、休日など部活動で使用する場合を含め、通学での使用を許可しないのかどうかについてお尋ねをします。

○議長（石神 真君） 森川学校教育課長。

○学校教育課長（森川勝介君） 再々質問にお答えします。

自転車通学につきましては、例年、4月に校長が1年間の使用許可を出し、毎年更新をしております。また、部活動での自転車も利用を認めております。

教育委員会といたしましては、今月、各中学校で行った調査において、保険未加入であった生徒については、再度、保護者へ文書による保険加入を依頼するとともに、10月1日以降も個人懇談等で保護者に対し保険加入の必要性について伝え、早急に加入していただけるよう相談する機会を持つことを指導いたします。

令和5年4月からは、県自転車条例にのっとり、保険加入を原則として、自転車通学及び部活動自転車利用許可について対応をしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） よろしくお願ひいたします。

続きまして、男性用トイレへのサンタリーボックスの設置についてお尋ねをします。

今、全国的に、男性用トイレにサンタリーボックスの設置を求める声が高まっており、公共施設などでも徐々に設置がされてきているといった、メディアや新聞等でも報道がありました。男性用トイレへのサンタリーボックスの設置ということについて伺いをし

ます。

このような動きのきっかけは、膀胱がんを公表されたキャスターの小倉智昭さんが、パッドを捨てる場所がない不便さを訴えられたことでした。

私の身近でも、男性特有のがん疾患を患っておられる方のお話ですが、がんの手術後に尿漏れがあるため、尿漏れパッドを欠かさずに装着する必要があり、長期間外出するときは、替えのパッドを持参して出かけなければならないとのことでした。しかし、公共施設や公園などでパッドを交換しても、男性用トイレには捨てる場所がなく、自分で持参している袋に入れて持ち帰るとのことでした。

そうした尿漏れといった現象は、男性特有のがん疾患のみならず、男女ともに加齢によるものや、その他の疾患によって起こり得る現象であります。しかし、こうしたことにより外出がおっくうになり、外出を控えたり、自尊心が傷つくようなことがあってはならないと考えます。また、こうした現象がもとで家族や友人とも旅行にも行けないといった声もお聞きしました。

本市では、フレイル予防にも力を入れ推進をされているところですが、そうした観点から、悩んでおられる方の身になって、少しでも外出しやすい環境づくりが必要だと考えます。市長は、心と体の健康は、市民一人一人が豊かに幸福な生活を送るために必要不可欠な要素だとして、ライフステージ全体を包括的にフォローしていくこととしているとも言われています。

そこで、理事兼総務課長にお尋ねをします。

男性用トイレへのサンタリーボックスについての認識をお尋ねします。

○議長（石神 真君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

男性用トイレへのサンタリーボックスについての認識ということでございますが、議員御発言のとおり、有名キャスターが膀胱がんの手術後に行ったインタビューで、男性用トイレの不自由さを訴え、男性用トイレにもサンタリーボックスをとという発言を続けられたことから、設置する施設等が広がり始めたということを改めて認識させていただいたところでございます。

本年度になって、岐阜新聞社が県内42市町村に行ったアンケートでは、13の市町が何らかの施設で男性用トイレにサンタリーボックスを設置していると回答しており、そのほか14市町村が設置に前向きな回答で、関心が高い結果であったという認識をいたしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） 今の答弁にもあったように、岐阜新聞によると、今年5月に行ったアンケート調査によれば、何らかの公共施設の男性用トイレにサンタリーボックスを設置していると回答した市町村は13市町村であり、設置していない、把握していないとした自治体でも、設置に対して前向きな姿勢を示した市町村は14市町村であり、これからも設置箇所が増えていくものだと考えます。

また、例えば岐阜市では、今年4月にハートフルスクエアGの全男性用個室トイレ14か所に設置をされましたが、清掃業務にも問題はないということでした。

そこで、再度、理事兼総務課長にお聞きをします。

市内においても、まずは公共施設から見直しをして、男性用トイレにサンタリーボックスの設置が様々な形で広がっていただければという思いで、今回質問という形で提案をさせていただきましたが、考えをお聞きいたします。

○議長（石神 真君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 再質問にお答えします。

5月のアンケートには、山県市の公共施設に設置している施設はなく、今後、設置を検討するという回答をいたしました。このアンケートをきっかけに、福祉課が美里会館の男性用トイレにサンタリーボックスを設置いたしました。

今回、議員の御提案を受け、まずは総務課が管理する施設の中でも一番利用者が多い本庁舎に、手術後などで不自由を感じておられるお客様にも安心してお越しいただけるよう、男性用トイレにサンタリーボックスを設置してまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） サンタリーボックスをめぐる問題点として、一般の利用者の方がサンタリーボックスをただのごみ箱だと間違えてしまうということが多くあるようです。サンタリーボックスは、決して容量が大きいわけではないため、一般のごみも一緒に廃棄されてしまうと、すぐにいっぱいになり、本来の利用目的が果たせません。サンタリーボックスをただのごみ箱として利用してしまう方の中には、サンタリーボックスという存在自体を知らないという方々が多くみえます。特に、男性用トイレのサンタリーボックスに関しては、まだまだ普及していないことが挙げられています。

そこで、清潔なトイレの維持のためにも、併せて設置理由の周知が必要だと考えます。細かいところではありますが、問題点となっていますので、対策の考えについて、最後に、理事兼総務課長にお尋ねをします。

○議長（石神 真君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 再々質問にお答えします。

改めて申し上げるまでもございませんが、食の欧米化等が進み、高齢者の男性を中心に、前立腺がんや膀胱がんになる方が増加し、これらのがんを手術により摘出したとしても、尿失禁や頻尿などの症状が残る方は少なくなく、日常生活においても頻尿感や尿漏れを起こしてしまうこともあるそうです。これに対応するためには、おむつや尿漏れパッドをお使いになられるという方も増えてきております。そういった方が自らの尊厳を保ちながら、安心して生活できる社会を構築していくためにも、本庁舎のみにかかわらず、公共施設をはじめ、多くの施設にサンタリーボックスを設置することは、大切なことだと思います。

サンタリーボックスがただのごみ箱としての認識ではなく、設置目的を理解していただけるよう、注意書きなどを掲示し、入り口にはサンタリーボックス設置トイレの表示などをするなどして、広く周知するきっかけにしていきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 以上で加藤義信君の一般質問を終わります。

通告順位 6 番 吉田茂広君。

○1 1 番（吉田茂広君） それでは、議長から御指名をいただきましたので、1 点、カーボン・マイナスへの今後の取組について、副市長にお尋ねをいたします。

令和 4 年 6 月 23 日、議会の議決を経て、山口市カーボン・マイナス・シティ宣言が出されました。1 時間当たりの雨量が 100 ミリを超えることが珍しくなくなったなど、昨今の異常気象や、また、自然災害は加速度的にその脅威を増しています。本市では、令和 2 年 7 月の豪雨により、円原地内で土砂崩れが発生しましたが、今年 7 月豪雨により再び同じような土砂崩れが発生してしまいました。その復旧費が今議会に補正予算計上されています。

そうした豪雨災害と二酸化炭素の増加に因果関係があるかどうか私には分かりませんが、このカーボン・マイナス・シティ宣言の宣言文書にもあるとおり、産業革命後の急激なエネルギー需要を賄うため、化石燃料が使われ続け、空気中の二酸化炭素濃度が急激に上昇しているのは事実だと思います。

環境省の発表した環境白書によりますと、産業革命前 280 p p m だった空気中の二酸化炭素濃度は、現在 370 p p m を超え、約 3 割上昇しています。また、それに合わせて温暖化も着実に進行している気がいたします。今年の夏もそうでしたけれども、気温が 38 度、39 度を示しても、また、全国至るところで発生する河川の氾濫などに対しても、特段驚

かなくなってしまうました。

面積の8割以上を森林が占めるこの山口市は、清流武儀川、神崎川などとともに、豊かな自然は私たち共通の財産であり、誇りでもあります。そうした自然を守りながら、また、生かしながら、二酸化炭素の削減をすることは、この地域に暮らす私たちの義務かもしれません。

そこで、今後の取組について何点かお聞きをします。

まず、最も基本的なことですけれども、無色透明で臭いはない二酸化炭素は、当然見ることができません。したがって、削減されたかどうか、どのように測るのか、カーボンオフセットの取組による削減などもあると思いますので、かいつまんでお答えください。

次に、今年度当初予算で、ゼロカーボン対策基礎調査業務委託料1,000万円を計上いたしました。現在の事業の進捗状況と今後の見通しについて。

3つ目、太陽光発電など再生可能エネルギーの普及に対する市の姿勢について。

最後に、エネルギー問題、環境保全、市民の皆様や児童・生徒への啓発・教育など、脱炭素のためには全庁的な取組が必要と考えますが、今後の体制づくりについて。

以上、4点について副市長にお尋ねいたします。

○議長（石神 真君） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の二酸化炭素の排出量のデータにつきましては、様々な考え方があり、ものとは思われますが、やはり標準的な手法にのっとって、環境省から提供されております自治体排出量カルテを基にしたいと考えております。

ちなみに、この公表は、9部門・分野で公表されていますが、2年後にならないと更新がされないというタイムラグがございます。

2点目のゼロカーボン対策基礎調査の進捗状況についてでございますが、ゼロカーボン地産地消モデル形成調査業務ということで、本年度早々にプロポーザルコンペの募集を開始し、4月28日に業務委託契約を締結いたしました。

これまで市内全公共施設の電力使用状況、民間事業者の電気料使用状況調査、森林の種別吸収量などの調査のほか、公共施設や廃校、遊休地等の再生エネルギーのポテンシャル調査を実施してもらっています。

そのほかに、商工会をはじめとする民間企業、金融機関、国の機関等で構成する脱炭素協議会を立ち上げ、3回ほど御協議いただいているほか、多くの関係者に当事者意識を持ってもらうようにするために、市民や職員を対象にしたSDGsの勉強会や、小中学生のSDGsに関する意識調査などを実施してもらっています。

最終的には、契約期間の満了期である今月下旬に報告を受けることとはなっていますが、山口市での再生可能エネルギーの事業性は高いと考えられるようでございます。そのため、国庫補助金の活用を視野に入れ、地産地消を目指した再生可能エネルギー電力の創出について、より具体的に採算性や事業スキーム等について検討を行うため、地域裨益型事業実施体制等構築支援委託業務として、今般補正予算にも計上させていただいているところでもございます。

3点目の太陽光発電などの再生可能エネルギー普及に対する市の姿勢ということでございますが、山口市の再生可能エネルギーについては、どうしてもその主体は太陽光発電になるものと考えられます。そのため、国庫補助金等を活用して、公有財産を活用した再生可能エネルギーの創出に力を注ぐ必要はございますが、民間事業者の方の存在というのは欠かせません。現在の脱炭素協議会等によって普及促進が図られ、地産地消を目指した再生可能エネルギー電力の創出事業体が立ち上がっていくとよいかとは現段階では考えてはおります。

なお、太陽光発電に関してはネガティブな要素がないわけではありません。市としましては、そうした課題にも真摯に向き合いながら、再生可能エネルギーの推進団体ですとか、もしその事業体が出れば、その事業体の後方支援に全力を尽くしていく必要があるものと考えております。

最後に、4点目の今後の体制づくりについてでございますが、議員御発言のように、こうした課題に対応していくためには、様々な分野で施策を展開していく必要がございます。そのためにも、現在も複数の課が関わって事業を進めているところでございます。現在のゼロカーボン地産地消モデル形成調査事業につきましては、民間事業者との関連性等も鑑みまして、現在は、まちづくり・企業支援課を主管課として、市民環境課等と連携しながら推進しているところでございます。

なお、今後、本格的に推進していくには、現状体制では困難ではないかというふうに認識はしております。次年度からがよいかとは考えておりますが、こうした事業に専念して関わることができるような、課内室になると思いますが、そういったものを設置したいと考えております。

また、市長を本部長とする推進体制も立ち上げるべきかとは考えておるところでございます。

ただ、現在、業務委託中の調査結果の報告、最終報告もまだ受けていませんので、当面は複数の課が情報を共有しながら推進していきまして、次年度以降については、その実効性を高められる庁内の推進体制を今後も早急に研究してまいりたいと考えていると

ころでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 吉田茂広君。

○11番（吉田茂広君） ありがとうございます。排出量のデータについて、脱炭素協議会による取組について、太陽光発電を主とする再生可能エネルギーの普及、推進本部による体制づくりなど、るる御説明をいただきました。

そこで、市長に再質問をいたします。

今、副市長の御答弁にもありましたが、自治体排出量カルテによりますと、本市のCO<sub>2</sub>、二酸化炭素の排出量は、令和元年度で約18万4,000トンに對しまして、森林による吸収量を、これ、ちょっと私が独自にというか、計算したんですけれども、非常に大ざっぱな話で恐縮ですが、私の計算では、約、年間3万8,000トンの吸収量となっています。大きくこの数値が違う可能性もありますが、このデータは、実は、お隣、福井県の大野市がデータを出していらっしやいまして、そのデータを参考にさせていただきました。大野市の担当課にちょっとデータを使わせていただいていたかと聞きましたら、どうぞ、どうぞとおっしゃっていただいたので、使っていますが、大野市は、森林面積が約7万2,000ヘクタールでございます。それに対して、本市は、その4分の1、約1万8,000ヘクタールで、大野市の二酸化炭素の吸収量が年間約15万トンでございましたので、その4分の1を掛けて大体3万8,000トンといたしました。いずれにしても、排出量に対して、数値が大きく違っていたにしても、二酸化炭素の我が市の排出量に対して、吸収量があったより少ないというようなのが現状のようでございます。

今、思ったより少ないというふうに申し上げましたけれども、豊かな森林を持つ本市、山県市は、もしかすると、実は、今現在でも排出と吸収のバランスが、もしかしたらおおむね取れているのではないかと私は思っていたからでございます。しかし、残念ながら、排出量と吸収量にはまだまだ大きな隔たりがございます。

ただ、二酸化炭素の吸収体である森林の整備を持続的に行うことや、副市長の御答弁にありましたけれども、太陽光発電を主とする再生可能エネルギーの事業性が高いことなど、やり方次第で、まだまだ私たちのまちには可能性が大いにあると考えてよさそうです。

先頃、県内で総合エネルギー関連の事業所を展開していらっしゃる会社が、カーボンニュートラルLPガスの販売に乗り出されました。これは、LPガスの生産から輸送、燃焼までの過程で発生する二酸化炭素を、森林などによる吸収分で相殺する仕組みで、岐阜県森林公社のJ-クレジットを活用した排出量の取引ですけれども、既に県内の複



数事業者にガスの供給を始めていらっしゃいます。今後、本市もこうしたカーボンクレジット市場において、売手となることは十分可能であると考えますし、むしろ、豊かな自然を持つ本市はそうなるべきものとも考えています。

令和4年6月23日、山県市議会は、カーボン・マイナス・シティ宣言を全会一致で議決いたしました。これは、市民の皆さんに対して、2050年までに二酸化炭素の排出量が吸収量を下回りますと約束をしたわけです。正確には、取組をするということを約束したわけですが、全国至るところでこのカーボンゼロの宣言が出されています。令和4年の8月31日現在で、700を超える自治体がカーボンゼロの宣言をされていますけれども、カーボン・マイナスの宣言をしたというようなところ、あまり聞いたことがありません。さらに、議会でその宣言を議決しているという自治体もあまり聞いておりません。山県市は、カーボンゼロに対してマイナス、もっと踏み込んで、ただの宣言をすることではなくて、議会の議決、議会で皆さん、約束しましたよというようなことをしているわけです。広報やまがたの9月号に脱炭素元年度という特集も組まれました。今後、カーボン・マイナス・シティ宣言を多くの皆さんが認識していくと考えます。

産業革命後に、世の中が便利になればなるほど、発展すればするほど、二酸化炭素の量は増加してまいりました。2050年といいますと、私、今、57ですので、85になります。市長は100歳ちょっと手前だと思います。人生100年時代ですので、この2050年まで、みんなで元気で暮らして、見事にカーボン・マイナスを達成した山県市を、またみんなで見るということ、これも非常に大事なことだと思います。

ただ、そのときに山県市がどういう状態になっているのかというようなことがなかなか分かりにくいので、非常に漠然とした質問になって恐縮ですが、そのときの、その当時、2050年、市長が考える脱炭素を実現しながら、持続的に発展する山県市、それは一体全体、どういうイメージなのか、また、どうやってそれを実現していくのか、市長の御所見を伺います。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをします。

本年度のゼロカーボン対策基礎調査の結果につきましては、近々のうちに最終報告をいただくこととなっております。森林による吸収量につきましては、最終報告をいただくものでは、さらにもう少し少なくなるのではないかと、そんな見込みもあります。しかし、間伐等々推進によりまして、大きく変化しますので、あまりこうしたことに一喜一憂したくはございませんが、私の感覚でも、もう少し多いものと感じてはおります。

さて、私どもの考える脱炭素を実現する持続的に発展する山県市のイメージとはとい

うお尋ねであります。まず、現在検討しています目標の1つに、地域経済循環の仕組みづくりを目指し、民間主導による太陽光等発電事業が立ち上げられないかということがございます。新たな仕事とか雇用とか、そういった創出でございまして、このことができれば、エネルギーの地産地消化であります。

また、今後、カーボンクレジット市場等が拡大していくものとも言われておりますし、森林の吸収によるカーボンオフセットの資金が森林整備へ回るような仕組みが創出できないかということも検討しているところでございます。

ただ、現在、世界的に進められようとしている持続可能な価値創造を目指したグリーントランスフォーメーション、略してGXは、大幅な産業構造ですとか、経済システム、社会循環等のパラダイムシステムでもあります。このシステムは、経済産業省でも、産・官・学・金による議論、実践の場でありますGXリーグがまだ設立されたばかりでもあります。国内はもとより、世界的な潮流を見定めていく必要があるものと考えております。

他方、気候変動への懸念等から、好むと好まざるとにかかわらず、脱炭素社会のこうした実現は世界的に求められています。市役所は無論、市内の企業も存続していくためには、こういったGXへの対応を避けては通れません。そうした中で先駆けて着手することにより、国の支援を有効に活用し、公有財産の活用等によるGXを推進し、また、GXへの対応を目指す民間の企業の後押しをしていく、そういったことが非常に大切なこととございます。市民意識の高揚を目指した啓発などにより、全ての市民が、事業者が一体となって、新たな地域づくりをしていくことができないかと考えております。

来年の当初の取組、そういったことによります国の援助の確保が、そういった制度の活用ができることが、当面の一番の大きな目標でございます。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 以上で吉田茂広君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で14時25分から再開いたします。

午後2時11分休憩

午後2時25分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位7番 田中辰典君。

○1番（田中辰典君） 議長に許可をいただきましたので、通告どおり2点、質問のほうをさせていただきます。

まず1点目、山縣市人口ビジョンの進捗と今後について、副市長のほうにお尋ねいたします。

以前、質問した山縣市人口ビジョンについて、キャッチフレーズは「母になるなら、流山」、千葉県流山市、人口減少、高齢化社会の中であって、この10年間で人口は約3万人増え、30代から40代の年齢人口ボリュームが一番多い、全国的にも稀有な自治体という話を以前、質問させていただきました。その中の政策の1つ、早朝から夜遅くまで子供を預かる送迎付きの託児所、これを山縣市の新しく新設されたバスターミナルに併設することを提案させていただきました。

そこで、お尋ねいたします。2点お尋ねいたします。

1点目、以前お答えいただいた一定のニーズ調査等はしていただけましたか。

2点目、また、その答えの中で、国や県の支援金を有効に活用しながら、これまで推進してきた施策を引き続き深化させながら推進していくことが必要ではないかと考えているところがございますとお答えいただきましたが、EBPM、エビデンス、因果関係に基づく政策、深化させる具体的なこと、現在検討中のものをお尋ねいたします。

○議長（石神 真君） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の送迎付き託児所につきましては、一般的には、待機児童が発生している自治体において多くが活用されているものでございます。議員御発言の流山市も、今は解消されているようですが、かつては多くの待機児童があったようでございます。

山縣市におきましては、待機児童は発生していませんけれども、地域間での充足率に差異は出ています。そのため、バスターミナルの機能を活用して、送迎保育や一時預かりを実施し、園児の通園可能エリアの行政区域の全域化ですとか、保育場所の分散化等の効果を目指すこととして考えられる手法の1つとは思われます。そのため、バスターミナルの開設前から、関係課においては様々な研究はしてきていたところではございます。

そこで、お尋ねのニーズ調査に関してでございますが、具体的には、保護者の需要を比較的把握していると思われる保育園長から聞くこととしました。具体的には、本年6月3日のこととなりますが、バスターミナルに隣接して事務所を開設されました市の社会福祉協議会の会長さんと私が、定例の園長会に出席して意見交換をしたところがございます。

その中では、山縣市の保護者は、短時間保育や標準時間保育で充足するケースが多く、夜間保育や時間外保育、今回のような送迎保育活用により時間を延長してまで預かりを

必要とする方が非常に少ないという方が、出席した全園長の、7人ですけれども、共通認識でございました。

さらに、保護者の病院通院やリフレッシュ、買物など、理由を限定しない一時預かりのニーズについても、現状では少ないというのが園長先生方の認識でありまして、送迎保育やターミナルにおける一時預かりの需要というのは、現時点では少ないものではないかという認識でございます。

しかしながら、今後、子育て世代の活動の変化ですとか、バスターミナルの利用頻度の変化とともに、ニーズが変動していく可能性は十分ございますので、逐次ニーズ把握に努め、適切な子育て支援事業を展開していく必要があるとは考えております。

ちなみに、現時点で、固有名詞は控えさせていただきますけれども、市内で2つの関係団体が来年度以降、新たに一時保育を実施したいと考えられておられるようです。今後、こうした団体の方との情報共有にも努めながら、適切なニーズのマッチングにも努めてまいりたいと考えております。

御質問の2点目、これまで推進してきた施策を深化させるための具体的に現在検討中のものということについてお答えをさせていただきます。

前もお答えしておりますけど、1つには、近年、国や県の支援金を活用するためには、従来の経験や勘だけに頼ることなく、議員、今、おっしゃられましたEBPM、エビデンス・ベースド・ポリシー・メーカーで、直訳するとエビデンス・ベースド、証拠に基づいたポリシー・メーカー、政策立案ということが求められる時代でございます。そこで、これまでは様々なアンケート結果、統計やそれを可視化した国の地域経済分析システム、通称、RESASと言われますが、等のデータに基づいて政策立案をするように努めてきているところではございます。そんな中で、10年ほど前にビッグデータという言葉が注目をされたところでもあります。そして、そのビッグデータを活用するデータ・マイニングとか、テキスト・マイニングという考え方も注目されてきております。国の地域経済分析システム、RESASもそうした背景から作られたものであると私は認識しているところでございます。

しかし、アンケートや統計結果は、通常もリアルタイムではなく、一定期間の過去のデータであって、タイムラグが生じるのは必然のことです。そこで、現在私が注目して検討しているのが、SNS等のデータを活用したテキスト・マイニングとか、データ・マイニングという手法です。こうした手法によりますと、割とリアルタイムでございますし、これまで行政の声が届きにくかった方々の需要もつかみ得る可能性があるのではないかと考えられるからであります。これは手段ではありますが、こうしたもの

の活用も視野に入れ、これまでの施策の拡張余地を検討したり、新たな政策立案の検討材料にしていきたいと思いますと考えております。

また、現在検討中のものをお尋ねかと思いますが、具体的なことはさておきまして、検討のキーワードとして考えていることは、市制20周年、それとか、デジタル・トランスフォーメーション、カーボン・マイナス、認知度向上、公有財産の有効活用などでございます。本年度もこれらのキーワードの下に、様々な子育て支援施策等の新規施策も展開してきておりますが、今後も国や県の支援金を最大限活用して、山県市の人口減少の抑制に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 田中辰典君。

○1番（田中辰典君） 1点目、お答えいただいたニーズ調査のほう、行っていただき、ありがとうございます。山県市内の方の需要について理解いたしました。

ただし、山県市への市外からの転入を考えますと、市外の方のニーズ把握も必要となってくるかと思えます。ですから、逐次、ニーズ把握の調査の際には、その点もよろしくお願いいたします。

また、来年度以降の新たな一時保育のほう、期待しております。

続いて、2点目について再質問いたします。

今、お答えいただいたことを、端的に私なりの解釈で恐縮ですが、まず、ビッグデータとは、横文字が多かったので、ちょっと意味から説明させていただきますけど、ビッグデータとは、人間では全体を把握することが難しい巨大なデータ群のこと、RESASとは、地域経済分析システム、地域経済に関する様々なビッグデータ、産業の強みや人の流れ、人口動態などを地図やグラフで分かりやすくし、見える化、可視化したシステムのこと、データ・マイニングとは、大量のデータを統計学や人工知能などの分析手法を駆使して、知識を見いだすための技術、データ・マイニングとは、情報、データから有益なもの、採掘、マイニングするということです。テキスト・マイニングとは、文字列を対象としたデータ・マイニングのこと、あらゆる面のこれらのデータ分析をAIが行い、それに適合する政策を具現化し、行政職員が何らかの形でチェックする、このような認識でよろしいでしょうか。

○議長（石神 真君） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司君） 再質問にお答えをいたします。

ただいまビッグデータとデータ・マイニング、テキスト・マイニングの解釈について、比較的学術的な御説明があったものだというふうに思いますが、基本的には私の認識と

全く同様でございます。

ただ、最後にありましたあらゆる面のデータ分析をAI等が行い、それに適合する政策を具現化するという御発言がございましたが、私どもとしては、現時点では、AIは補助的に活用するものであって、あくまでも人間が大量のデータから分析するということを主体で視野に入れて考えているところでございます。

この場合、ビッグデータ、大量のデータを活用する方法として、2つのことがあると考えられます。

1つは、そのビッグデータ、何に基づくビッグデータなのかということ、それから、もう一つは、大きなデータのマイニングの技術、スキルについてであります。

実は、今、ある会社のビッグデータについて、無料で2週間使用しているところでございます。このビッグデータは、インターネットの検索キーワードを基にしているビッグデータでございます。私も今、試用期間ということで、直接利用しているんですが、正直なところ、現時点で新たな発見には至っておりません。ただし、あしたの昼頃、11時からですけれども、提供をいただいている業者の方による遠隔研修というのがございます。ここでデータ・マイニングの技術を高めたいとも考えております。今、試用期間では、20ライセンスをいただいております、各課の中堅若手職員等に割当てをしているところであります。期間満了後には、発見した情報の共有化をすることとしていますので、何らかの成果が出ないかと楽しみにしているところでございます。

こうしたビッグデータには様々なものがありますが、その取得には経費がかかることが一般的であります。そのため、データ・マイニングの技術を高めつつ、有用なビッグデータを見極めて、リアルタイムで行政へ声が届きにくい方々の需要もつかんで、適正な政策立案の検討材料にしてまいりたいと考えているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 田中辰典君。

○1番（田中辰典君） お答えいただき、ありがとうございました。市民の声なき声を聞くような今後の施策立案、期待しております。

次の質問に移らせていただきます。

農業支援について、農林畜産課長にお尋ねいたします。

農林水産省によると、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、化学肥料原料の国際価格が大幅に上昇し、肥料価格が高騰しています。

海外原料に依存している化学肥料の低減や、堆肥等の国内資源の活用等の取組を行う

農業者に対し、肥料コスト上昇分の一部を支援することを通じて、農業経営の影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進めますとあり、対象となる肥料ですが、令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料、本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料とあります。化学肥料、これ、一般的に窒素、リン、カリウムは、この半年で2倍近く価格が上昇して、農作物の値上がりや、収穫量の減少につながるのではないかと懸念されています。

そこで、3点お尋ねいたします。

まず1点目、この補助金の周知について。

2点目、5戸以上の農家、グループで申請とあるが、農家をまとめて申請しやすくする取組について。

失礼しました。4点お聞きします。

3点目、堆肥を活用する取組について。

4点目、一方、農作物を守るために必要な農作物被害を受け、また、耕作放棄地が増える大きな要因となっているニホンザルのこと、有効な猿対策についてお尋ねいたします。

○議長（石神 真君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、補助金の周知についてでございますが、農林水産省が出されている肥料価格高騰対策事業は、県に協議会を設置して事業実施主体とし、5戸以上の販売農家が1つのグループとして取組実施者となり、取組実施者ごとに県協議会を通じて国へ申請し、補助金の交付を受けるものでございます。農家によって肥料の取引相手は農協であったり、肥料販売業者であったりと個々に違うため、農協または肥料販売業者が取引先の農家を取りまとめ、一括申請することを国も想定しており、農協または肥料販売業者により、対象となる農家には事業の周知が図られるものと考えられます。

山口市といたしましても、市ホームページなどを通じて、事業の周知を図っていきたいと考えております。

御質問の2点目、5戸以上の農家、グループで申請とあるが、農家をまとめて申請しやすくする取組についてでございますが、補助申請をするために農家がまとまって新たなグループを設立するよりも、現在取引のある農協または肥料販売業者により、農家を取りまとめる手法が効率もよく、申請に係る農家の負担軽減につながると考えております。

御質問の3点目、堆肥を活用する取組についてでございますが、現状において、農場

の近くに堆肥の集積場を設置して、堆肥を必要としている農家が自由に持ち出せるようにしている畜産農家があり、耕種農家の方は、必要に応じて適宜、堆肥を利用されております。

山縣市としましても化学肥料の低減に向け、堆肥活用のPRを図っていきたいと考えております。

御質問の4点目、耕作放棄地が増える大きな要因となっている有効な猿対策についてでございますが、平成27年度に岐阜県が実施した調査では、山県市内に7つの加害群があると推定されております。

今年度も県がニホンザルの生息状況調査を行っており、市内の自治会にも目撃に関するアンケート調査が行われているところでございます。この生息環境調査結果において、ニホンザル対策指針が改定され、山県市内での被害の広がりが把握できるものと考えております。

また、現指針におきましても、ニホンザルの被害防止対策は、地域の皆様が主体となって、面的に、また、中長期的視野に立つて行うことが必要と示されております。

山縣市におきましても、改定された県のニホンザル対策指針を基に、地域の皆様の御協力もいただきながら、対策を図っていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 田中辰典君。

○1番（田中辰典君） 2点目、4点目について再質問いたします。

まず、2点目、農協、肥料販売業者により取りまとめをしたほうが効率的と今、お答えいただきましたが、市として、農協と肥料販売業者と話し合いを今後するのかについてお尋ねします。

これ、例えばですけれども、補助金を引いた額で肥料を販売する仕組みなど、できないのか。

4点目、中長期的視点に立つて、まず、猿の群れを把握する取組、理解いたしました。

私が近況、山県市内市民の皆様に聞き取りをしたところ、美山地区、伊自良地域、富岡地域、大桑地域、梅原など多くの地域で、ニホンザルによる農作物の被害が確認されました。聞き取りの例を挙げますと、被害に遭った農作物、大根、栗、カボチャ、ナス、富有柿の青柿ですね、今の時期、これらも食べられる。あと、昨年、つるし柿なども製品にしたものも被害を受けているという生のお話もお聞きしました。

余談ですが、里芋は被害がないそうです。そして、農作物の味を覚えたニホンザルは、山のドングリには見向きもしないそうです。



それに対して市民の方は、ロケット花火で迎撃、また、石で追い払っている状況ですが、人が畑から離れると、その合間を縫って農作物が襲われる状況です。

また、柵などは、イノシシ、鹿には有効ですが、ニホンザルは、木を利用したりして柵のほうを飛び越えるので、意味をなさないそうです。また、犬で追い払おうとしても、子猿は逃げても、大きなボス猿が来ると、犬が逆に萎縮してしまうらしいです。このように、住民の皆さん、今現在、農作物の被害を受け、様々な対策をしていますが、敵もさる者、なかなか有効な策がない状況です。

そこで、今、必要な地域の皆様とどのような対策を図っていくのか、お尋ねいたします。

○議長（石神 真君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 再質問にお答えします。

御質問の1点目、市として今後、農協と肥料販売業者との話し合いをするのか、例えば、補助額を引いた額で肥料を販売する仕組みなどできないかでございますが、現在、県において、事務取扱の詳細を詰めている段階ですので、実際の事務をどのように進めていくかは、これから決定されると想定しております。

議員御質問の事業者との話し合いや、補助額を引いた額での肥料販売の仕組みに関しましては、現在未定ではありますが、山県市としましては、県の進め方に沿って対応していきたいと考えております。

御質問の2点目、ニホンザル対策を今、必要な地域の皆様と、どのような対策を図っていくかでございますが、現在、個人的に行われている対策は、その効果が限定的であり、自治会や集落全体で生かす面的な対策が有効であると考えております。その手法に関しましては、地域の皆様がお持ちになるニホンザルに対する知見を生かし、また、先行事例を踏まえながら、対策を図っていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 田中辰典君。

○1番（田中辰典君） 今、質問させていただいた2点目、ぜひ私の提案のほうも御検討をよろしくお願いいたします。

4点目について、最後に再々質問いたします。

自治会など地域で対策を取り組んでいく上で、ニホンザル対策としての手法について、捕獲なのか、追い払うのか、お尋ねいたします。

また、私の提案になるのですが、耕作放棄地などを活用し、山県市でニホンザル対策コンテストなどを開き、例えば、ロボットだとか、AIだとか、檻など、様々な製作した

ものを全国に公募し、ニホンザル対策のアイデアの成果を競う、これ、つまり、政策を山口市が全国に発信し、そしてまた、ほかの市町から行政視察に訪れていただけるようなことにつながる取組はできないのか、お尋ねいたします。

○議長（石神 真君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 再々質問にお答えします。

御質問の1点目、ニホンザル対策の手法として捕獲なのか、追い払うのかでございますが、ニホンザルが集落に現れる1つの要因として、収穫期を過ぎた放任果樹、または肥料代わりにまかれた野菜くずなどが挙げられます。そうしたものが結果的に餌づけにならないよう、餌場としての魅力を低下させ、その上で、必要に応じて追い払いなどの対策が必要であると考えております。

また、対策の手法の1つとして捕獲も必要と認識しておりますが、現在、岐阜県ではニホンザル対策指針はあるものの、特定鳥獣保護管理計画は策定されておられません。今年度のニホンザル生息調査を基に、県が現指針を改定するのか、特定鳥獣保護管理計画を策定して、積極的な捕獲を行うかによって市の対応も変わりますので、その動向を注視していきたいと考えております。

御質問の2点目、猿対策コンテストなどを開き、例えば、ロボット、AI、檻など製作したものを全国に公募し、ニホンザル対策のアイデアを競う。つまり、政策を山口市が全国に発信し、そして、他の市町村から行政視察に訪れていただくような取組はできないのかでございますが、全国には数多くの先行事例があり、その多くの対策は、複数年にわたり、地域、皆様の地道な努力が基盤にあると考えております。その上で、別の角度からの視野を広げ、検証することも重要であると認識しております。今後も議員の皆様の見聞もお借りしながら、対策を図っていききたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 以上で田中辰典君の一般質問を終わります。

通告順位8番 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を通告のとおり、1件させていただきます。

伊自良地域の文化施設の在り方について、生涯学習課長にお尋ねをいたします。

平成15年に2町1村が合併した山口市では、自治体が保有する公共施設等の指標の1つである人口1人当たりの公共施設延べ床面積が、全国的な平均値よりも大きく、旧自治体がそれぞれ整備した施設をそのまま引き継いで使用しているために、最適化がなされていないという課題を抱えています。

今後は、効率よく施設を管理運営していく必要があるため、平成29年度から令和8年度までの10年間で期間とした、公共施設等総合管理計画が策定され、長期的な視点を持って、施設の更新、統廃合、長寿命化などの取組が進められています。

伊自良地域では、先月、8月に伊自良支所、伊自良中央公民館、伊自良老人福祉センターの機能を統合した伊自良コミュニティセンターが開所し、文化と教養の向上や、地域住民の交流の推進、魅力ある地域社会の形成に新たな一步を踏み出しました。開所に至るまで、地域の皆様にはたくさんの御意見をいただき、その御意見の全てに応えることはできませんでしたが、行政としてもその行為に向き合い、地域への御理解に御尽力をいただきましたことを深く感謝申し上げます。

持続可能なまちづくりを目指す上では、効率のよい施設管理が必要である一方で、それぞれの地域が持つ強みを生かすことも重要な取組の1つであると考えます。

新たな地域の拠点となる伊自良コミュニティセンターには、スポーツ施設や文化施設が隣接しています。令和2年第2回の定例会では、今後の市の図書館運営についてお尋ねしたところ、施設の一体的な運営により、誰もが利用しやすい図書館を目指し、潜在的なニーズを的確に捉え、伊自良地域においては、図書館を中心とした文化ゾーンの施設を一体的に運営していく旨をお答えいただきました。

これまでの取組の進捗、その成果はどのようなのでしょうか。

○議長（石神 真君） 藤根生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤根 勝君） 御質問にお答えします。

御質問の伊自良地域の文化施設の在り方についてでございますが、議員御指摘のとおり、山県市におきましては、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の統廃合等を進めているところでございます。それに伴い、文化行政におきましても、施策の統合とともに、各文化施設の機能を維持することを基本方針とした上で、地域住民にとって利用しやすく、地域交流の場となり得ることが重要なことだと考えております。

伊自良地域の文化施設におきましては、この8月に図書館の南側に山県市第1号の伊自良コミュニティセンターを複合施設として開所いたしました。いわゆる伊自良文化ゾーンは、従来の図書館、花咲きホール、古田紹欽記念館の3館に加えて、コミュニティセンターが連携することで利用年齢層の幅を広げ、各世代の皆さんのニーズに対応できる基盤ができてきたと考えております。

議員御承知のとおり、令和2年度より文化ゾーンの活用を小中学校に広げてまいりました。例えば、花咲きホールでの卒業式や合唱祭、図書館での平和学習、古田紹欽記念館での室町時代の社会科学学習など、新たな活動として実施してまいりました。

今年度におきましても、特に子育て関連事業を実施しております。先日は、地元の絵本作家、高畠 純氏のワークショップを2年連続で開催したり、書道家の戸崎浩志氏の書道教室を実施いたしました。また、新企画として、元教師の武山 修氏の精密なプラモデルの展示とワークショップ等々を行い、子供たちからも大変好評であったと聞いております。

今後は、コミュニティセンター前の芝生広場と2階のゆうぎスペースと図書館を動線で結び、就学前の子供たちの居場所として充実させていこうと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 再質問をさせていただきます。

伊自良文化ゾーンについて、従来の図書館、花咲きホール、古田紹欽記念館の3館に加え、コミュニティセンターが連携することで各世代のニーズに対応できる基盤ができた旨をお答えいただきました。

公共の文化施設の多くは、地域住民の大半が、一度は訪れたことがある場所であっても、月に何度も訪れる方の数は少なく、限られた一部の人が利用する施設になっていることが全国的な課題となっています。花咲きホールについては、毎年、伊自良保育園の発表会が行われてきました。御答弁をいただきましたように、小中学校にも、その活用を広げられたとのことで、地域の子供たちの晴れの場として、身近な存在となることへつながることを期待いたします。

また、公共施設を単なる箱物にしないためには、アウトリーチやワークショップなどの取組が重要であると言われております。文化芸術のプロとの活動は、子供たちの表現力や想像力の向上につながる貴重な体験、今後も積極的に取組を広げていただきたいと思います。

再質問を2点させていただきます。

少子高齢化、グローバル化の進展など、社会の状況が著しく変化する中、文化芸術については固有の意義と価値を尊重しつつも、そのものの振興にとどまらず、幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な政策の展開がより一層求められるようになってきました。

国は、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など、様々な分野との連携を図り、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとして、文化芸術振興基本法を改正、文化芸術振興基本計画に基づき、必要な取組を進めているところでもあります。

民間活力を導入した公共の文化施設の先進的な取組も全国的に進む中、文化施設の運営に関しては、独立採算で黒字経営とすることよりも、住民への成果の反映という視点が重要視されています。当然のことではありますが、自治体の役割である住民の福祉の増進の手段の1つとして、住民の生活を豊かにし、満足度を高めるものでなければなりません。

花咲きホール、図書館、古田紹欽記念館、これだけの文化施設が隣接する地域は、山県市内のどこにもない、伊自良地域の特色です。コミュニティセンターが開設し、各世代のニーズに対応できる基盤を本気で生かして、山県市の文化の顔となるような文化ゾーンを整備していくのであれば、イベントや教室としての利用だけでなく、住民の活動や意思を伝える機会を提供することができる文化施設をハブとして活用し、人々の活動を束ね、地域を動かす取組につなげていただきたいと思います。

再質問1点目です。

そこで、住民の利用実態やニーズを正確に把握するために、まずは、地域住民を対象とするアンケート調査を行ってはいかがでしょうか。自治体が文化施設についてこのような調査を行うのはまれで、一般的には利用者登録名簿などに基づいた調査が多いようですが、潜在的なニーズを掘り起こすためには、頻繁に施設を利用している方以外の声を集めることが必要であると考えます。

2点目です。

学校教育分野では、平成30年12月に策定された文化部活動の在り方に関する総合的なガイドラインに基づき、持続可能な文化活動に係る取組の徹底が、地方公共団体や教育委員会などの関係団体に求められています。

さらに、子供たちが身近な地域で、学校の文化部活動に代わり得る継続的で質の高い、多様な文化芸術活動の機会を確保できるよう、学校や地域が地域の文化施設や文化芸術団体、文化系教育機関等との連携により、文化部活動の地域移行に向けた体制構築や、持続可能な文化芸術活動の環境整備を行うためのモデル事業が全国各地で実施されています。

山県市においても、文化施設と学校の連携による文化ゾーンの活性化として、学校連携型の展示と、体験型美術館の開発や、部活動連携型の舞台芸術の推進に取り組まれているところであります。

児童・生徒が文化芸術等の活動に親しむ機会の充実、文化施設の活用等による、学校と地域が協働、融合した取組の推進について、今後の方針をお尋ねいたします。

以上、2点を教育長にお尋ねして、私の質問を終わります。

○議長（石神 真君） 服部教育長。

○教育長（服部和也君） 再質問の1点目、住民を対象とするアンケート調査の実施についてお答えいたします。

山県市の文化芸術の振興につきましては、文化芸術振興基本法の理念に基づき、第2次山県市総合計画後期基本計画の具体的施策として整理してありますように、山県市民の皆さんが、多様な文化芸術に触れ、活動できる機会を提供するために、伊自良コミュニティセンターを新たに加えた文化施設一帯を文化ゾーンと位置づけ、重要な生涯学習拠点の1つとして事業を展開しております。

伊自良コミュニティセンター開所から一月半が経過しましたが、新たな居場所として設けました子供の遊戯スペースの利用者は、既に170名を超えています。利用しやすくなったという住民からの声もいただいております。

議員御提案のとおり、まずは、地元、伊自良の皆さんにとっての文化ゾーンに対する評価や要望にきちんと耳を傾け、伊自良の皆さんの自慢の場所であり、ひいては、山県市の文化の顔として特化した事業展開が必要であると考えます。そのためにも、アンケート調査につきましては、実施の方向で検討いたします。

2点目の芸術文化活動の今後の方針についてお答えします。

議員御提案の学校と地域が協働、融合した取組という視点こそが、人口減少社会や世代間分断による伝統芸能等の継承の問題や文化活動の担い手不足といった課題解決への長期的解決策として、教育委員会が取り組む方向性であると捉えています。

9月10日夕刻に古田紹欽記念館で開催されました月見会に並行して、花咲きホールでは、20名ほどの大人が発声練習に汗を流しています。12月11日に公演の市民による第九合唱に向けた練習です。この中に10代の学生さんが1人、新たなメンバーとして練習に参加してくれていました。全国各地で開かれる年末の第九コンサートが、山県にも市民レベルの第九として16年継続されています。こんなすばらしい誇れる活動に、もし児童・生徒が参加したならば、10年後も山県の市民第九は引き継がれていく可能性が広がります。

他方、地域部活動という新たなコンセプトで、生徒の活動の場を保障する取組が全国的に展開されています。山県市の文化部活動の地域移行についても、現在議論を進めているところです。

山県には、歴史を持つ子ども文化クラブがあります。青年太鼓もあります。マンドリンを演奏される方もおみえです。狂俳を守ってくださっている地域もあります。数々の価値ある文化活動を学校教育活動と連携させ、文化ゾーンを活動や成果発表の拠点の1

つとして、また、情報発信の機能を付加することで、さらなる発展の可能性を追求してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 以上で寺町祥江君の一般質問を終わります。

---

○議長（石神 真君） これで本日の予定されました一般質問は全て終了いたしました。

26日月曜日は午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会といたします。大変御苦勞さまでした。

午後3時11分散会

令和4年9月26日

# 山口市議会定例会会議録

(第 4 号)



## 山県市議会定例会会議録

第4号 9月26日(月曜日)

○議事日程 第4号 令和4年9月26日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第71号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第72号 山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 令和3年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 令和3年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第73号 令和4年度山県市一般会計補正予算(第3号)
- 議第74号 令和4年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第75号 令和4年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第76号 令和4年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第77号 令和4年度山県市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議第78号 山県市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議第79号 和解について
- 議第80号 訴えの提起について
- 議第81号 令和4年度山県市一般会計補正予算(第4号)

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第71号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第72号 山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 令和3年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 令和3年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第73号 令和4年度山県市一般会計補正予算(第3号)
- 議第74号 令和4年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

- 議第75号 令和4年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第76号 令和4年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第77号 令和4年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第78号 山口市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議第79号 和解について
- 議第80号 訴えの提起について
- 議第81号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第4号）

日程第3 討 論

- 議第71号 山口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第72号 山口市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 令和3年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 令和3年度山口市水道事業会計決算の認定について
- 議第73号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第3号）
- 議第74号 令和4年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第75号 令和4年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第76号 令和4年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第77号 令和4年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第78号 山口市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議第79号 和解について
- 議第80号 訴えの提起について
- 議第81号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第4号）

日程第4 採 決

- 議第71号 山口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第72号 山口市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 令和3年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 令和3年度山口市水道事業会計決算の認定について

- 議第73号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第3号）  
議第74号 令和4年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
議第75号 令和4年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議第76号 令和4年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
議第77号 令和4年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）  
議第78号 山口市過疎地域持続的発展計画の変更について  
議第79号 和解について  
議第80号 訴えの提起について  
議第81号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第4号）

日程第5 議員の派遣について

---

○本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第71号 山口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について  
議第72号 山口市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  
認第1号 令和3年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について  
認第2号 令和3年度山口市水道事業会計決算の認定について  
議第73号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第3号）  
議第74号 令和4年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
議第75号 令和4年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議第76号 令和4年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
議第77号 令和4年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）  
議第78号 山口市過疎地域持続的発展計画の変更について  
議第79号 和解について  
議第80号 訴えの提起について  
議第81号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第4号）

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第71号 山口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第72号 山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 認第1号 令和3年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて
- 認第2号 令和3年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第73号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第74号 令和4年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第75号 令和4年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第76号 令和4年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第77号 令和4年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第78号 山県市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議第79号 和解について
- 議第80号 訴えの提起について
- 議第81号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第4号）

日程第3 討 論

- 議第71号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に  
ついて
- 議第72号 山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 認第1号 令和3年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて
- 認第2号 令和3年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第73号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第74号 令和4年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第75号 令和4年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第76号 令和4年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第77号 令和4年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第78号 山県市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議第79号 和解について
- 議第80号 訴えの提起について
- 議第81号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第4号）

日程第4 採 決

- 議第71号 山口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第72号 山口市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 令和3年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 令和3年度山口市水道事業会計決算の認定について
- 議第73号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第3号）
- 議第74号 令和4年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第75号 令和4年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第76号 令和4年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第77号 令和4年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第78号 山口市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議第79号 和解について
- 議第80号 訴えの提起について
- 議第81号 令和4年度山口市一般会計補正予算（第4号）

日程第5 議員の派遣について

---

○出席議員（13名）

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 田中辰典君 | 2番  | 奥田真也君 |
| 3番  | 寺町祥江君 | 4番  | 加藤裕章君 |
| 5番  | 古川雅一君 | 6番  | 加藤義信君 |
| 7番  | 郷明夫君  | 8番  | 操知子君  |
| 9番  | 福井一徳君 | 10番 | 山崎通君  |
| 11番 | 吉田茂広君 | 12番 | 石神真君  |
| 13番 | 武藤孝成君 |     |       |
- 

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者の職氏名

- 市長 林宏優君 副市長 久保田裕司君

教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	谷村政彦君
企画財政課長	丹羽竜之君	税務課長	安達俊樹君
市民環境課長	山田正広君	福祉課長	市原修二君
健康介護課長	森正和君	子育て支援課長	山田佐知子君
農林畜産課長	福井淳君	水道課長	大西義彦君
理事兼 建設課長	大熊健史君	まちづくり・ 企業支援課長	服部裕司君
会計管理者	奥田英彦君	学校教育課長	森川勝介君
生涯学習課長	藤根勝君		

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	土井義弘君	書記	長谷部尊徳君
書記	山口真理君		

---

午前10時00分開議

○議長（石神 真君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（石神 真君） 日程第1、常任委員会委員長報告を議題といたします。

初めに、総務産業建設委員会委員長 寺町祥江君。

○総務産業建設常任委員会委員長（寺町祥江君） 総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、9月14日午前10時より開催し、審査を付託されました議第71号から議第72号、認第1号、議第73号、議第78号から議第80号の所管に属する条例案件2件、決算案件1件、補正予算案件1件、その他案件3件の7議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第72号 山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、香り会館の展示室をスタジオとし、交流の促進及び地域の活性化を図るため、貸出しを行うとのことだが、そのスタジオの広さや収容人数はどのようなか。議第1号 令和3年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（総務産業建設関係）では、総務管理費、一般管理費、職員研修事業に関して、職員研修受講者が令和2年度と比較して50人減少しているのに事業費が増えている理由は何か。総務管理費、文書広報費、市ホームページ運営事業に関して、有料広告費が減少となっているが、その理由は何か。総務管理費、財産管理費、庁舎施設維持管理業務事業に関して、夜間宿直委託料について、夜間宿直体制を取っている庁舎は幾つあるのか。また、全体の事業費が2,552万4,000円だが、委託先はどのように選定しているのか。総務管理費、財政管理費、ふるさと応援寄附金推進事業に関して、人気のある返礼品は何か。返礼品について、コロナ禍により以前と変わった特徴などはあるか。総務管理費、企画費、シティプロモーション事業に関して、SNS会員が減少した理由は何か。また、市内のSNS会員数は把握できるのか。総務管理費、企画費、集落支援員・地域おこし協力隊設置事業に関して、令和2年度と比較して、支援員の業務内容に違いはあるのか。また、事業費について100万円の減額となっているが理由は何か。総務管理費、企画費、地域活性化プロジェクト業務委託に関して、具体的にどのような事業成果があったか。農業費、農業振興費、スマート農業技術導入支援事業補助金に関して、ドローンによる農薬散布面積は1回当たり最大どのくらいか。ドローン1機当たりの値段や補助率、本

人負担額はどのようなか。農業費、林業振興費、森林環境整備補助金に関して、人材育成に係る事業実績で人材育成人数が減っている理由は何か。また、市民への周知方法はどのようなか。農業費、林業振興費、里山林整備等業務委託事業に関して、令和2年度と比較すると事業費が大きく減っている理由は何か。また、どのような整備計画を立てているのか。商工費、商工振興費、中小企業等活性化補助金に関して、事業実績において、事業者の生産性の向上や販路開拓の支援をしたとあるが、どのように生産性の向上に結びついたのか。また、販路開拓の具体的な事例はどのようなか。土木費、公園費、各種公園施設工事に関して、市が管理している公園と管理委託している公園の数はどのようなか。また、令和3年度に遊具を修繕した公園名、修繕内容、修繕金額はどのようなか。議第73号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第3号）（総務産業建設関係）では、議会費、議会費、車両購入費に関して、車両購入費が総務費ではなく、議会費に計上されている理由は何か。また、来年度の当初予算ではなく、今回の補正予算で計上した理由は何か。林業費、林業振興費、野生鳥獣保管用冷凍庫施設設置工事に関して、野生鳥獣保管用冷凍庫施設設置工事の具体的な工事計画はどのようなか。議第78号 山県市過疎地域持続的発展計画の変更については、変更案には、店舗閉鎖が相次ぎとあるが、旧発展計画からの推移はどのようなか。議第79号 和解については、岐阜地裁の和解案として山県市は182万円となっているが、この算出根拠はどのようなかなどの質疑がありました。

採決の結果、付託されました議第73号、山県市一般会計補正予算（第3号）（総務産業建設関係）及び議第79号 和解についての2議案は、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

議第71号から議第72号、認第1号、議第78号及び議第80号の5議案は全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 御苦労さまでした。

続きまして、厚生文教委員会委員長 古川雅一君。

○厚生文教常任委員会委員長（古川雅一君） 議長から御指名をいただきましたので、厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、9月15日午前10時から開催し、審査を付託されました認第1号及び認第2号、議第73号から議第77号並びに議第81号までの8議案の所管に属する認定案件2件、補正予算案件6件を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、認第1号 令和3年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（厚生文教関係）では、民生費においては、民生委員・児童委員協議会



補助金について、不用額の原因は何か。緊急通報システムの新規利用者の内訳は。一人暮らしの高齢者、65歳以上の高齢者世帯、一人暮らしの身体障がい者の分類別設置数は。また、申請者と利用者が違う場合の課題はあるか。衛生費においては、不妊治療費助成事業について、治療の結果、妊娠に結びついた件数は何件か。教育費においては、教育系情報システムのソフトウェアライセンス更新委託料は、何年分の更新か。小学校での異学年交流の効果は。学校コラボレーター事業の成果では、令和2年度に比べ活動回数が増えたとあるが、予算執行率は37%程度となっている。不用額の原因は何か。国民健康保険特別会計、保健事業費においては、特定健診の受診率について、令和2年度に比べ0.1ポイント上昇している。令和2年度と違う対策を講じたのか。介護保険特別会計、地域支援事業費においては、配食サービスの利用者が減少している理由は何か。また、令和3年度の実績を踏まえ、今後変更する事業内容はあるか。議第73号 令和4年度山形県市一般会計補正予算（第3号）（厚生文教関係）では、総務費においては、マイナポイントの申請は9月末に終了する予定であるが、もっと早い段階に実施すれば効果的であったと考える。今、個人番号カードの出張申請の委託事業を行う必要性和緊急性は何か。個人番号カードの出張申請は何か所で実施するのか。また、何人配置するのか。教育費においては、小学校及び中学校での消耗品費の内訳は。購入する抗原検査キットはどのようなときに使用されるのかなどの質疑内容がありました。

採決の結果、付託されました認第1号及び認第2号、議第73号から議第77号並びに議第81号までの8議案は、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定しました。

以上、厚生文教委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 御苦労さまでした。

常任委員会委員長の報告が終わりました。

---

## 日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（石神 真君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

### 日程第3 討論

○議長（石神 真君） 日程第3、討論。

これより、議第71号から議第81号までの討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 議長から指名いただきましたので、討論を行いたいと思います。

高熱が出てから喉の調子が悪いので、お聞き苦しい点は御容赦願いたいというふうに思います。3つの議案について反対と、1つの議案について賛成の討論をしたいと思います。

まず、最初に、認第1号 令和3年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について。

常任委員会質疑では、山県バスターミナル整備事業において、平成28年度から令和3年度の総事業費8.9億円のうち、用地買収2.3億円を除く事業費6.57億円の約75%、4億8,800万円が市内の事業者の仕事につながったとの説明があり、山県市の循環型事業になったことを確認しました。

また、行政デジタル化事業では、AIスタッフ総合案内サービスや、ロゴホームサービスの導入がされました。デジタル庁と自治体窓口、DXに取り組む市長が意見交換する初の試みの場で、市長からDXによる自治体職員の削減を期待する発言が飛び出したと赤旗7月29日号は、内容に触れた報道をしています。質疑ではあくまで職員が主体で、ソフトはあくまでツールとして活用するとの答弁がありました。

私は、一般的にデジタル化に反対する者ではありませんが、運用の柱になる市民サービスの強化等、職員にはこれをしっかり位置づけて進めていくことが強く自治体には求められるというふうに思います。賛成できるような事業内容の執行がありました。一方で、決算の成果説明書には、個人番号カード普及促進事業に1,077万1,000円の歳出が書かれています。2015年10月に初めてマイナンバーが住民票のある全ての国民に付番されました。そして、翌年1月から行政機関等によるマイナンバーの利用が始まりました。番号法に基づき、行政機関等のコンピューターを結ぶ情報提供ネットワークシステムが構築され、2017年11月から本格的に運用されて、今年で5年間はたとうとしています。マイナンバーを含む個人情報が、特定個人情報ですが、マイナンバーによる名寄せは確実に進んでいます。

こうしたマイナンバー制度と一体のマイナンバーカードの促進事業には、個人情報保護制度が未確立な中での推進に対して、一貫して反対してきました。これらの事業を含

む令和3年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算については認めるわけにはいきません。最近の状況については、補正予算の反対討論でも触れたいと思います。

次に、賛成討論をします。

議第81号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第4号）。追加上程された令和4年度山県市一般会計補正予算（第4号）の賛成討論を行います。

新型コロナの感染予防対策、マスク、手洗い、うがい等の影響もあり、2020年からインフルエンザの流行が抑えられてきました。南半球のオーストラリアでの4月後半からの報告数が増加し、例年を超えるインフルエンザの流行が予想されています。日本も出入国の規制緩和とともに国内にウイルスが持ち込まれると予測され、この2年間、国内で流行がなかったために、社会全体の集団免疫が低下していると考えられます。そうした中で、コロナワクチン接種との同時接種も可能とされています。11月から12月に流行し、1月から2月がインフルエンザのピークになると予想されています。

このような状況下で市民の健康を考えて、インフルエンザのワクチン接種が迅速に進むために、予防接種の補助事業に1,101万円を計上されています。コロナワクチン接種に続き、岐阜県からも素早い助成対策について積極的に賛成をいたします。

次に、議第73号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第3号）、反対討論をします。

今回の第3号補正には、私が6月議会の一般質問で取り上げた猟友会から要望でもある有害鳥獣の捕獲後の適正処理についての課題が、名古屋の業者を通じて適正処理できる解決に実を結びました。そして、そのために野生鳥獣保管用冷凍施設設置工事及び備品購入費として1,892万7,000円が計上されています。長年の懸案事項が解決できるということで、喜ばしい中身だと思います。

しかしながら、同時に、補正予算に個人番号カード出張申請委託業務として543万4,000円が計上されています。今年6月策定公表された政府のデジタル庁こどもデータ連携に関し、子供に関する各種データの連携に関する留意点、実証、事業ガイドラインには、子供や親が収集されることを望まないデータの抹消や訂正の具体的な仕組みが設けられていないことが判明しました。

この問題は、私がこの間、EUの事例などを引き合いに、日本のデジタル化における個人情報の扱いに関する憲法上の問題点の指摘が現実のものになっています。マイナンバーカードで行政手続きができる政府のウェブサイト、マイナポータルとの連携も検討されています。データには、学校での健康診断や自宅での学習履歴、生活保護の利用状況や警察からの情報など、多くの機微情報を含むため、究極の個人情報とされています。

一方で、現在、マイナンバーカードを健康保険証として実施する見込みを含めて、使

用できる岐阜県の医療機関と薬局数は1,067件、厚生労働省発表に対して、県下の病院数6,258件、薬局1,031件、合計7,289件に上り、普及率は14.6%です。免許証に使える検討もしていますが、マイナンバーカードの保有が進まないのも、総額1兆4,000億円も使ってマイナポイント2万円分キャンペーンをして、申請手続体制への費用も全額国の負担で行っています。その一環として今回、補正予算には、出張受付までする予算計上がされています。

山口市では、9月4日現在のマイナンバーカード保有者は1万2,185名で46.9%とのことでした。6年半かけての実績数値です。しかも、9月22日付、岐阜新聞や中日新聞の報道によれば、カード取得率全国平均以上でなければ、23年度に創設予定のデジタル化の交付金申請を認めないという制裁にも似た露骨な脅しをかけようと検討していることも判明しました。法律にカード申請は任意とうたってあるのにもかかわらず、個人情報保護規定も曖昧で、情報の雪崩も起こしている一連のマイナンバー制度とマイナンバーカードの取得事業を認めるわけにはいきません。

また、この補正予算には、議第79号の和解に関する弁護士謝礼32万1,000円、和解による国庫助成金返還金12万4,000円も計上されているので、併せて認めるわけにはいきませんので、令和4年度一般会計補正予算（第3号）に反対をします。

議第79号 和解についての反対討論をします。

今回の和解の基になっている事案は、総務省が全国の自治体に対して消防無線のアナログからデジタルへの切替えを指示し、全国で516件の入札、2,700億円が行われた中であって、このうちの5割強で談合が成立、2017年2月2日、公正取引委員会が独占禁止法違反で4社に対して総額63億円、富士通ゼネラル48億円、沖電気工業2億円、日本無線が1億4,592万円、NEC11億円、日立国際電気には排除措置命令も出され、追徴金命令を出した談合事件であります。

今回の和解案は、山口市が談合事件を契機に、違約金規定に基づいて沖電気工業と中央電子を相手に損害賠償を起こした訴訟に関する岐阜地裁の和解で、山口市に182万円を支払う内容になっています。同じ訴訟を岐阜市は東京地裁に起こしており、東京地裁の和解案は、契約額の10%強の内容であります。常任委員会の質疑では、和解金額の積算根拠が報告されましたが、私が調査・入手した岐阜市の和解案の内容からすると、182万円の和解金額は10分の1に満たない。岐阜市は、代理店の中央電子に賠償請求は不可能と判断し、市の10年間の入札率を根拠に損害賠償金を算出して、談合当事者の沖電気工業に対し訴訟を行っています。この岐阜市の基準に照らせば、山口市の10年間の平均入札から計算しても、和解額は2倍に想定される内容です。

ちなみに、岐阜地裁に提訴した県下の自治体の和解案では、契約額に対して下呂市は3.31%の1,137万円、飛騨市は契約額の2,136万円、5.71%です。一方で、東京地裁の和解案は、瀬戸内市の契約金額の4.01%、1,629万円、伊万里市の9.98%、約4,717万円を除く7市全てが10.45から12.51%になっています。この中で岐阜市は、契約額2,734万2,000円に対して、312万3,515円の解決金が示され、3月に和解をしています。

今回の山県市の岐阜地裁の和解案は、他市と比較しても、特に東京地裁と比較しても大きな開きがあると言わざるを得ない。ここは、簡単に和解に応じるのではなく、検討の余地があるのではないのでしょうか。再度、岐阜地裁との協議を行い、その結果は、12月第4回定例会でも遅くはないと思います。市民の税金を使ったデジタル無線機器の購入事業に関わる訴訟なので、このまま和解に応じる提案には反対をいたします。

以上です。

○議長（石神 真君） 以上で、発言通告された討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 次に、賛成討論はありませんか。

山崎 通君。

○10番（山崎 通君） 私は、議第73号 令和4年度山県市一般会計補正予算の第3号について、質疑でも十分させていただいてはおりませんが、今日、表決をしなければならぬという事態なんですけれども、これ、一部の人から、公用車を購入するといいいというような話が出て、それを暗に執行者が受け入れて通過させたということになると、これは執行権の侵害ですから、大罪なんです。ですから、今後、今後ですよ、この件は今日で終わるわけではありませんが、執行権と議決権をはっきり分かるような、そういう政策を取って進めていただきたいということをお願いし、賛成討論とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

---

日程第4 採決

○議長（石神 真君） 日程第4、採決。

これより、採決を行います。

議第71号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第72号 山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

認第1号 令和3年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議ありますので、本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石神 真君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

認第2号 令和3年度山県市水道事業会計決算の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

議第73号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） しっかりとしゃべってください。聞こえんときは、そのまま通します。

異議ありますので、本案を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石神 真君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第74号 令和4年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第75号 令和4年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第76号 令和4年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決さ

れました。

議第77号 令和4年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第78号 山県市過疎地域持続的発展計画の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第79号 和解について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議ありますので、本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石神 真君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第80号 訴えの提起について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第81号 令和4年度山県市一般会計補正予算（第4号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第5 議員の派遣について

○議長（石神 真君） 日程第5、議員の派遣について。

地方自治法第100条第13項及び山県市議会会議規則第160条の規定により、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定されました。

---

○議長（石神 真君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、誠にありがとうございました。

これにて令和4年山県市議会第3回定例会を閉会といたします。大変御苦勞さまでございました。

午前10時33分閉会

---

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 石 神 真

5 番 議 員 古 川 雅 一

6 番 議 員 加 藤 義 信